

第18回弁護士業務改革シンポジウム

第5分科会

「弁護士保険制度の更なる充実と安定した  
制度運用のために」

～どんな事故もカバーする保険の推進と紛争解決のための  
環境整備と紛争防止のノウハウ～

反 訳

2013年11月8日(金)

日本弁護士連合会

司会（加納） 本日は、お忙しい中お運びいただきまして、ありがとうございます。

ただいまから第18回弁護士業務改革シンポジウム第5分科会「弁護士保険制度の更なる充実と安定した制度運用のために～どんな事故もカバーする保険の推進と紛争解決のための環境整備と紛争防止のノウハウ～」を開催いたします。

本分科会の総合司会を担当させていただきます弁護士の加納小百合と申します。どうぞよろしく願いいたします。（拍手）

開会に当たりまして、皆様にお知らせがございます。

本分科会では、シンポジウムの内容を記録し、また成果普及に利用するため、会場での写真撮影及び録音を行っております。撮影した写真及び録音した内容は、日本弁護士連合会の会員向けの書籍やDVDのほか、当連合会のホームページ、パンフレット、一般向けの書籍やDVD等にも使用させていただくことがあります。なお、本分科会については、登壇者、パネリストを除き、撮影は背後からのみ行いますので、そのことをお知らせいたしておきます。

それでは、まず初めに、日本弁護士連合会福原哲晃副会長からご挨拶をお願いいたします。（拍手）

福原日本弁護士連合会副会長 皆さん、おはようございます。

紹介いただきました日弁連副会長の福原でございます。LACの委員会を担当させていただいております。本日は、早朝にもかかわらず多数ご参会いただきまして、本当にありがとうございます。

本年度、第5分科会は、前回、横浜で開催されました第17回業務改革シンポジウムに引き続きまして、「弁護士保険制度」をテーマとして今年度シンポジウムを開催させていただきます。

ご承知のとおり、日弁連は、2000年10月に数社の損害保険会社と協定しまして、弁護士費用に関する権利保護保険制度、いわゆる「弁護士保険制度」を発足させました。これは、保険契約の被保険者が、交通事故など「偶発の事故」に遭われ、そして、その損害賠償請求のために弁護士を必要とする場合に、弁護士会が弁護士を紹介し、その弁護士費用、そして訴訟等の手続費用について保険から填補する、こういう制度であります。

日弁連は、この制度発足に合わせまして、「日弁連リーガル・アクセス・センター」（LAC）を発足させて、各単位会にも弁護士紹介についての窓口を設けていただき、この件についての普及・推進について一緒に取り組んでまいった、こういう経過でございます。

協定会社も、11社から、本年10月に新たに全国農業協同組合連合会、いわゆるJA共済連も加わりまして12社になりました。また、協定会社の弁護士保険販売件数・LACの取扱件数も

年々拡大しておる，こういう状況でございます。

11社の弁護士保険販売件数でありますけれども，昨年度で約2,000万件，前年度比で約100万件増となっており，5年前，平成19年度（協定会社5社）と比べますと約1,400万件増と著しく増加している状況であります。

それから，L A Cの取扱件数も，昨年度は1万8,000件，前年度比で約4,500件増加しておりますし，5年前と比べまして，約1万6,000件もの増加という状態になっております。

本年度のL A Cの取扱件数ですけれども，4月から7月までの4か月間で，現在のところ約7,400件となっていますので，このまま順調に推移しますと，年間を通して2万件を超えるのではないかと予想をしております。

さらに，先ほど申し上げましたように，新たに協定会社に加わりましたJ A共済連の共済加入件数は800万件とも言われており，特に地方での契約者数が多いということもあります。そういうことも加わりまして，これからさらに販売件数，L A Cの取扱件数も飛躍的に増加するのではないかと大いに期待をしているところであります。

ただし，交通事故に関して言えば，昨年度，全国で発生した交通事故件数，約66万件あります。発生した交通事故の件数に比べて，先ほど申し上げましたL A Cの取扱件数が約1万8,000件にとどまっているということでもありますので，まだまだ潜在的な需要はあるということで，この弁護士保険について，さらにこれを啓発し推進することで，需要を喚起していきたいと思っております。

日弁連としましても，今後，協定会社の増加，そして保険の活用について，さらに一層取り組みを強化してまいりたいと思います。あわせて，保険対象の範囲につきましても，これは，既に欧米各国で交通事故以外の法分野について対象範囲の拡大をしておりますし，こういった状況を踏まえまして，海外調査も実施して鋭意検討を進めている状況でございます。

言うまでもありませんけれども，市民の司法の利用に対し大きな障害となっているのが，弁護士費用を含む費用負担の問題であります。弁護士保険は，法律扶助とともに，アクセス障害を解決する極めて有用な手段であり，制度であります。

欧米各国での保険の普及の充実は，まさにそのことを実証しておるわけであります。しかし一方で，海外においても弁護士報酬のあり方，そして保険会社による弁護士の囲い込みといった問題もいろいろと発生してきておる状況でありまして，こうした問題は，これからこの保険の拡大，充実を進める上で極めて重要な課題ともなってきたおるわけであります。日弁連としましても，海外での保険制度の仕組み，運用の実情，これをしっかり学び，参考にして，こ

の制度を健全に育て、充実させていくということが責務でもあります。

そして、何よりも弁護士保険制度、これは弁護士の法的サービスを保険商品として取り組んでいる制度であるということでもありますので、弁護士による良質なサービスの提供があってこそ成り立つものであります。まさに弁護士のサービスに対する信頼が、この制度の根幹となるものでありますから、信頼確保のための仕組みをしっかりと用意していく必要があると思います。弁護士保険制度の中でも、セーフティネットとして保険に関する紛争解決手続を用意していくことも重要な課題の一つであります。

本日のシンポジウムでは、まず、午前中に山下典孝大阪大学教授並びに実行委員のメンバーから、海外調査に基づいた欧米での弁護士保険制度の実情と課題、それから弁護士保険の裁判外紛争解決手続の検討状況について、特別報告をしていただきます。

そして、午後から、協定会社でもあります株式会社損保ジャパンの橋本修一さんにも加わっていただいて、「弁護士保険拡大のための課題」について、さまざまな論点からパネルディスカッションを行っていただくということになっております。

弁護士保険の充実、そして、さらなる課題に向けて、ご参加いただいた皆さんとともに、熱い議論、意見交換を行いたいと思っておりますので、どうか最後までよろしくお願いします。以上、私の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

司会（加納） ありがとうございました。

続きまして、本分科会の大きなスケジュールをご案内させていただきたいと思います。

本日配付の緑色の冊子の表紙部分、進行次第のところをご確認ください。

まず、第1部、特別報告といたしまして、4本の報告を用意しております。そして、その報告の後、12時45分まで昼食休憩をとらせていただきます。昼食休憩の後、12時45分から大体16時30分ごろをめぐりに、第2部パネルディスカッションをさせていただきたいと思います。なお、第2部のパネルディスカッションでは、途中15分ほど休憩を予定しております。

それでは、特別報告に移らせていただきたいと思います。

「フランス・ベルギーでの権利保護保険とわが国への示唆」と題しまして、大阪大学山下典孝教授よりご報告をお願いいたします。

山下（大阪大学教授） 大阪大学の山下と申します。よろしくをお願いいたします。（拍手）座って報告させていただきます。

それで、資料の確認なんですけれども、私の本日の報告につきましては、資料の3ページのところと、あと、最後のページに資料4という形で、諸外国の権利保護保険の現状というふう

なものがありまして、そこにも関係する部分がありますので、適時ご参照いただければと思います。

それでは、時間の関係もありますので、早速進めたいと存じます。

まず、フランスの状況ですけれども、どういうふうな普及状況かにつきまして、ほぼ、パワーポイントにありますように、所帯の4割近くについて普及している状況でありまして、自動車保険、住宅保険に附帯するという形とか、権利保護保険単品の商品もあるというふうなことで、あと特筆すべき点につきましては、クレジットカードとかメンバーズカードにもこの権利保護保険が附帯されるという形で普及されている状況であります。

ベルギーにつきましては、自動車保険にほぼ附帯されているというふうな状況で、かなり普及しておりまして、さらに、それ以外の保険種目にも権利保護保険が附帯するというふうな状況にある段階であります。

次に、権利保護保険の対象者層なんですけれども、一般的には、法律扶助制度が利用できない中間層をターゲットにしているというふうに言われています。これは、フランス・ベルギーについても、ほぼ中間所得層を対象層というふうに考えているようであります。

次に、権利保護保険の対象分野につきましては、やはりかなり広い法律分野がカバーされていまして、消費者関係に関する紛争、住宅に関する紛争、この住宅に関する紛争というのは、一般的には賃貸借関係の問題だというふうにお考えいただければと思います。それ以外に労働関係、医療関係、家族関係です。ただ、家族関係につきましては、一般的に普及している保険につきましては、離婚等については免責事由というふうになっているようであります。

ベルギーにつきましても、一般的にはフランスと同じような状況というふうなことになっております。

続きまして、では対象除外分野というのはどういうふうなものなのかということです。それが、まず、フランスでは、刑事事件では故意犯、これは自ら意図的にそういうふうな刑事事件を起こしたものについては、やはり保険で保護を与えるというのは問題だということで、刑事事件の故意犯については免責ということになっていまして、先ほど申しました家事事件で、相続とか離婚関係については、一般的に普及している保険については、これは免責事由ということになっています。

ただ、フランスは、3ランクありまして、最上級の保険においては、離婚についても保険対象にしているものもあります。

ベルギーですが、ここに書いてあるような免責事由があるわけです。そこにもやはり家族関

係について、離婚とか相続関係については免責対象になっておりますが、これも最上級の保険商品については、填補対象にするという商品もございます。

では、次に、行きたいと思います。

権利保護保険の普及の際に問題として、依頼者から相談を受ける際に、それが人生相談なのか法律相談なのかという部分をどうやって区別するのかという問題があります。フランスとかベルギーではどういうふうになっているかという話です。

まず、法律相談業務については、フランスもベルギーも、必ずしも弁護士の独占的な業務というふうにはなっていないくて、保険会社が雇っている法律家、いわゆるジュリストと呼ばれる者がいるんですけども、その方々が、そういう法律相談についての業務を行うことが認められています。

その関係で、一般的には、いわゆる被保険者から保険会社に、こういうふうな紛争があるというふうなことについて電話がかかってきて、ジュリストが、その相談を受けるという形をとっています。ほぼ、紛争の8割が、保険会社が雇っているジュリストによって解決されるという形になっています。これは、ベルギーでも状況は同じです。

ただ、フランスは、ジュリストというのが必ずしも法学部を出ている人だけではない場合があります。その場合に、法律相談していいのかという問題があるようで、その場合は、一種の法律の情報提供だというふうなこじつけに近いような説明をして、それで法律上、ひっかからないんだというふうな説明をする場合もあるようです。

これに対して、ベルギーについては、保険法90条1項の解釈として、サービス提供の一環としてジュリストが電話等による法律相談ができるとの解釈のようです。

では、我が国ではどうなるかについてパワーポイントで一応念のために書いているのが(2)のところで、我が国では、当然、ご承知のように、弁護士法72条との関係で、一般の人が法律相談をするというのは、72条違反の問題が出てくるということになります。

その関係で、対象分野拡大を考える場合に、先ほど言ったように、被保険者から、このような紛争があるんだと連絡があったときに、それは単なる人生相談なのか、そうではなくて本当に法律相談なのかという、そういう分け方について、どういうふう処理するのかというのが、分野拡大の際の一つの課題になるのかなというふう考えている次第であります。

では、次です。保険事故の定義に入りたいと思います。

これは、責任保険でも、いつから保険事故の対象になるかという問題があるのと同様に、権利保護保険についても、いつの時点からの事象を保険事故として保険の対象になるかというこ

とについて議論がありまして、この点について、フランスでは、パワーポイントで示している通り、条文で保険事故の定義がなされています。

これに対して、ベルギーでは、法律上の明文規定はないということで、原因事故の発生が保険事故というふうに考えるか、あるいは紛争が実際に起きたときに保険事故というふうに考えるのかによって、議論が分かれているようであります。

ただ、これも我が国と若干違うのは、どうも時効との関係でこういう議論がベルギーでは展開されているようで、若干その部分は日本の議論とは毛色が違うのかなというふうなところがあります。

では、次に、行きたいと思います。

紛争解決をめぐる対立ということで、これもやはり実際に依頼者から弁護士の先生等に、こういうような紛争があるので相談したいというときに、無理筋の相談というものも当然あると思うんです。そのときに、どういうふうに処理するのかという問題等がありまして、当然保険会社としても、それは無理筋なので、保険のほうではこういうようなものについてはちょっと出せないのではないのかというふうな見解等の対立がある場合です。

これについては、実はフランスとベルギー共に、こういうような場合について、法律上、処理についての規定を置くということになっています。

基本的には、要約してしまうと、意見の対立があったときに、まずは弁護士の先生とご相談してくださいという形で、弁護士の先生が無理筋というか、無理筋には当たらないというふうな判断すれば、それは権利保護保険の対象にしましょうということになります。

これに対して、無理筋というふうに相談を受けた弁護士の先生が判断した場合、それでも被保険者さんが、やはり保険を使って訴訟等をやりたいというふうに言った場合はどうするのかという話ですが、その場合は、基本的にはベルギーでは、とりあえずやってもらいましょうという形で阻止はしない。ただ、結果として敗訴した場合には、これは保険の対象にはしませんという対応を採れることとなっています。

では、次です。

逆選択への対応というふうなところがありまして、こういう保険が普及してしまうと、もう実際に紛争に巻き込まれている人が、そういう保険に入ろうということで、逆選択という問題が当然起こってくるわけです。

逆選択の問題について、フランスはどういうふうになっているのかというと、対象分野ごとに保険金額の設定とか待機期間を置くとか、既にもう紛争が起きていた場合には、いわゆる責任

開始期前の保険事故については保険者免責とする約款対応等で逆選択をできるだけ防ぐというふうな対応をとっています。

ベルギーにつきましても、同様に待機期間の設定とか、あるいは、先ほども申しましたように、フランスの場合と同様に、責任開始期前の保険事故は保険者免責とするという約款条項を置くとかいうふうなこととか、あるいは訴訟マニアという方がいるような場合についての対応についても、余りにも少額の訴訟については、これは弁護士先生を使うことができないという対応をとるというふうなフランチャイズ条項を置くとかいう対応をとったりする場合もあります。

ただ、日本と違いまして、先ほど法律相談等については、保険会社に雇われている従業員であるジュリストが対応できるという仕組みになっていますので、少額の場合については、法律相談とか示談等のサービスについては、ベルギーでは受けることができるという部分が、我が国とは異なる取り扱いになるんだらうというふうに考えられるところであります。

では、次に、弁護士報酬制度についてですが、フランスもベルギーも、我が国と同様に弁護士報酬については自由化になっています。

フランスは、古い時代なんですけれども、我が国でいうところの独占禁止法等の裁判があったようで、それで当時、弁護士報酬規定があった時代があったみたいなんですけれども、それが独占禁止法違反になるということで、それ以降は自由化になったという経緯があるようです。

ここに書いてあるように、ベルギー・フランス等についても、弁護士報酬については自由化なんです。ただ、ベルギーについては、裁判法典によって、弁護士費用というのは適正な額でなければならないというような、法的制約は置かれているところでございます。

次に、権利保護保険をめぐる紛争につきましてですが、フランス・ベルギーのところで、もともとフランスというのは、一般普及型の権利保護保険というのはかなり保険金額が少ないという状況になっておりますので、弁護士報酬等をめぐって紛争が起こるということは一般的に考えにくいという状況であります。

これに対して、ベルギーにつきましては、パワーポイントにありますような形の紛争解決機関を別途置いているというところでございます。

次に、弁護士選任の自由というところがありまして、これはもうここに書いておりの事柄でございます。

先ほど、ベルギーには、紛争解決機関の合同委員会があるということをお示ししましたが、



この合同委員会では、どういう問題を取り扱うかということについては、弁護士報酬の額の問題と、いつの時点から、ジュリストではなくて弁護士の先生に事件を委任できるかという、時期の問題というものがあまして、それらについて検討するというところで、委員会のメンバーについては、パワーポイントに挙げている人たちがメンバーという形になっております。

次に、弁護士の質の確保等についてなんですが、これはフランス・ベルギーともに専門弁護士制度がございまして、さらに依頼者の信頼確保という形で、弁護士賠償責任保険の強制加入化と、さらに保険では填補できない場合の対応として、補償制度の確立というものがあるところであります。

次に、最後に我が国への示唆というところなんですが、まずは、中間所得層にとっての司法アクセスについては非常に有益な制度だというふうに考えている次第であります。

さらに、法律援助制度の対象外である小規模事業者を対象とした少額の詐欺的紛争事件というのがあるようで、そういう被害に遭った方は、訴額が少額のために事実上、弁護士の先生に依頼することが困難な状況にあるようです。ですから、こういうふうな権利保護保険が普及できれば、それに対応できるのではないかというふうに考えている次第であります。

そのためには、やはり一般の人が保険料負担できるようなものから始めて、まずは広く普及したほうがいいのではないかというふうに考えているところであります。

そして、この権利保護保険とか弁護士費用保険が普及することによって、濫訴が増えるのではないかというような批判もありますが、これは諸外国にありますように、約款等で十分対応できるということがもう判明していますので、我が国でもそういうふうになればいいだけの話かなというふうに思っています。

紛争解決等につきましては、最後の合同委員会のようなベルギーの部分も参考にすればいいのかなというふうに考えている次第であります。

最後のところで、弁護士選任の自由と弁護士の質の確保については、これは私自身は、車の両輪のような関係ではないかというふうに考えていまして、保険利用者にとっては、いわゆる委任する弁護士の先生の質の確保というのは最重要課題かと思っています。

さらに、最後に依頼者の信頼を保護するための基盤整備が必要ということで、その1つとしては、やはり専門弁護士に依頼したいというふうな依頼者の希望というのはあるんだろうと思います。さらに、もしその人に頼んだんだけど、過誤があったときに、その信頼を保護する何らかの信頼保護制度というものを諸外国のように設ける必要があるのかなというふうに思っている次第であります。

以上でございます。（拍手）

司会（加納） ありがとうございます。

続きまして、「海外調査報告（ドイツ・アメリカ）」と題しまして、日弁連リーガル・アクセス・センター事務局員の應本昌樹弁護士からご報告させていただきます。

應本（日弁連リーガル・アクセス・センター事務局員） ただいまご紹介にあずかりました應本でございます。

では、私のほうから、海外、ドイツとアメリカに関する海外調査報告に関してご報告させていただきたいと思います。資料の関係がございますので、座って失礼させていただきます。

私のほうから、資料の13ページ以降を中心に、ご説明、ご報告申し上げたいと思います。

まず、ドイツの権利保護保険についてですけれども、ドイツの保険については、世界で最も発達した制度を持っていると言っても過言ではなくて、保険市場としても、世界最大の市場を持つということで知られておりますし、長らく欧州の権利保護保険をリードしてきました。そして、また、我が国の我々のリーガル・アクセス・センターにおいても参考にしてきた保険・国であるということでもありますので、これから我が国の権利保護保険制度、弁護士保険制度の発展を考えて行く上で、現時点においてドイツの状況、到達点といったものを確認しておくことが有意義なのではないかというふうに考えております。

まず、保険の内容についてでございますけれども、ドイツの保険には、大きく分けて4つのタイプがあります。交通領域に関する保険、それからそれ以外の私生活の領域に関する保険、これには労働関係なども含まれますが、それから事業領域に関する保険、これの対象は会社だとか個人事業主ということになりますけれども、それから不動産領域に関する保険、これはいわゆる相隣関係だとか賃貸借関係なんかに関する紛争を対象としますが、こういった4つのタイプに、大きく分かれております。そして、我が国とは違いまして、ほぼ単独商品の形で売られているということになります。

次に、対象となる法分野についてですが、これは先ほど申し上げた商品のタイプごとによって異なりますが、おおむねそこに挙げられるような分野が対象になっているということで、民事、刑事、行政の幅広い分野が対象となっているということがおわかりになると思います。

ただし、最後の行にありますように、家族法関係、これには離婚や相続等を含みますけれども、これについては、一般には法律相談のみを対象としまして、裁判上の代理や、裁判外における代理に対しては対象となっていないということでもあります。

次に、これは保険事故といいまして、保険給付請求権がどの時点で発生するかということ

ありますけれども、これについては、被保険者等の主張による法違反が発生したときに保険給付請求権が発生するというようなことになっております。

それから、ほかに保険商品の内容としましては、こちらの配付資料の最後の表にまとめられておりますけれども、資料4の1枚目のところに保険商品が載っておりますけれども、下から2行目の枠に保険金額の水準、それから最後のところに年間保険料の水準とありますけれども、保険金額の水準、これは支払われる保険金の限度という意味ですけれども、100万ユーロ程度が一般的であります。

それから、年間保険料の水準としては、先ほどの交通のタイプについては100ユーロ程度、その他の私生活タイプについては200から300ユーロ程度、こういったような水準となっております。

次に、この保険に特有の要件としまして、勝訴の見込みが不十分である場合、あるいは濫訴による場合、これは保険給付を保険者が拒絶することができるというふうに一般的になっております。

これは、先ほど保険事故というのが、主張によって決まるというようなことを申し上げましたけれども、かといって主張していれば、濫訴であっても保険給付の対象とするというわけにもいきませんので、これは別途勝訴の見込みだとか濫訴といったことに対する審査が行われるということになります。

この点につきましては、約款上、紛争処理手続として、仲裁鑑定手続、あるいは決定投票手続と呼ばれる紛争処理方式を置くということになっております。そのことによって、勝訴の見込みの判定の正しさということを確認するという努力がされているということです。

次に、弁護士報酬の費用調達における権利保護保険の位置づけということで、これをご覧になっていただくと、権利保護保険が自己資金に続いて35%の割合を占めるということで、その下の法律扶助なんかと比べても相当大きなものであるということがおわかりになると思います。

次に、世帯への普及率ということですが、約4割強普及しているということになります。

それから、権利保護保険市場ということで見ていきますと、権利保護保険については、損害保険のうちの5.8%の収入保険料を占めるというような、相当程度の大きさを持った市場になっているということがわかると思います。

次に、どの法分野が大きな市場を占めているかということに関しまして見ると、こういった状況でありまして、注目すべきは、労働法が17%を占める大きな分野を構成している。それが

ら刑事関係についても、比較的大きな分野になっているということがわかりになると思います。

特に、労働法分野については、これはここでは支払い件数ということで示しておりますけれども、金額ベースで見た場合も3割は労働分野であるというふうに言われておりまして、かなり大きな割合を占めているということになっております。

次に、権利保護保険に関する法的な枠組みについて見ていきたいと思えます。

まず、よく挙げられることですが、ドイツにおいては弁護士報酬法という法律がありまして、弁護士報酬が法定されている、法律によって決まっているということがあります。これは、ドイツにおける権利保護保険の普及の基盤になっているというふうに、一般的に考えられております。

民事訴訟について、もう少し細かく見ていくと、実は裁判上の代理は対象物の価格に応じて厳格に法定されておりますけれども、裁判外の代理だとか法律相談といった訴訟以外の部分については、実は規制が緩和されておりますということも指摘しておくべきことであります。

それから、もう一つは、我が国との違いで言いますと、弁護士報酬、敗訴者負担の原則というものがああります。しかしながら、これもかなり重要な例外がありまして、労働裁判における第一審の弁護士報酬は敗訴者負担ではないということでありまして、こういうことから見ても、余り敗訴者負担かどうかということが弁護士保険の普及の鍵となっているわけではないということが言えるのではないかとこのように考えております。

次に、保険法における権利保護保険の特則についてですけれども、まず、他の保険分野を兼営する場合の利益相反防止というものが定められておりまして、これは、特にいわゆる責任保険と権利保護保険を両方売る場合に、紛争当事者の双方が、同一の保険会社の契約者となっているという場合があり、保険会社にとっての利益相反的な状況が生じ得るということで、こういった法規制が定められておりまして、この兼営をする場合には査定部門を外部委託しなければならないということが、ドイツの場合は定められております。

それから、弁護士選択の自由、これは権利保護保険を使う場合であっても、弁護士選択というのは依頼者の自由に委ねなければならないということでもあります。

それから、給付拒絶の際の鑑定手続、これも定められなければならないということになっておりまして、これは、この保険が単に費用を払うというだけではなくて、司法アクセスの前提となるものですので、迅速な解決が図られなければ次の司法サービスを受けるところにつながっていかないということから、迅速な紛争処理ということが特に重視されているために、

こういった紛争処理手続が法定されているということになります。

これらの規制は、欧州指令の国内法化というものではあるんですが、欧州の中でも、ドイツの法制というのは最も厳格なものとなっております。

次に、少し権利保護保険の歴史について見ていくと、ドイツの権利保護保険、1928年から始まっており、かなり長い歴史を持っておりまして、最初は、自動車事故に基づく損害賠償請求とか、その当時から刑事事件も対象になってきたということではありますが、いずれにしても自動車事故、自動車関係から始まっているということは注目すべきで、これが比較的現在の我が国と同じような状況であったというところから、約50年をかけて発展していったということでもあります。

それから、これも歴史的な事実として言うと、連邦司法省による委託調査、これは権利保護保険が、いわゆる濫訴を引き起こしているのではないかというような疑いがあったものですから、こういった調査が行われて、結論としては、権利保護保険によって濫訴というような状態は起きていないということになっておりまして、権利保護保険による濫訴の懸念というものについては、ドイツでは、そういう意味で解決済みだということになっております。

そうした長い歴史を持つドイツの権利保護保険になりますけれども、全ての問題が解決しているわけではなくて、問題が残っているという部分もあります。特に、近年、話題となっているのは、報酬の低い提携弁護士への誘導という問題です。

先ほど申し上げたとおり、従来、ドイツの保険、報酬というのは法定されているというふうに考えられて、実際そうであったわけですがけれども、実は先ほど申し上げたとおり、裁判外の報酬については緩和されているということなので、報酬の高い、低いという問題が出てくるわけです。

現在、ドイツにおいてもそういったことが、保険会社が弁護士と提携をして、低い報酬のほうに誘導していこうというような動きがありまして、こういった動きについては、弁護士サイドとしてはかなり注意をしているということで、現在、ある弁護士会から権利保護保険事業者に対する約款差止訴訟が提起されていまして、それが上告審で継続中であるというような状況にあります。

それから、メディエーション法の改正といったようなことも影響しておりまして、メディエーションは、必ずしも法曹資格者による必要がないというようなことから、権利保護保険事業者が、これによって弁護士のところに行くことなく、紛争を何らかの形で解決してしまうというような問題がありまして、これも弁護士会からは批判があるところでもあります。

そのほかの権利保護保険以外の費用調達方法について見ておきますと、ドイツにおいても、法律扶助がありますけれども、これは資力の十分な者は法律扶助の対象にならないといった意味で、中間層にとっては限界がありますし、それから、訴訟融資というものがありますけれども、いずれにしても主役というところまでにはなっていないくて、あくまでドイツの中心は権利保護保険であります。

それから、なぜ、そうであるのかという権利保護保険の優位性についてよく指摘されることは、法律扶助なんかと違って、資力にかかわらず誰でも加入できるとか、保険料をあらかじめ支払う必要があるものの、保険を掛けておけば、弁護士報酬によって請求権が実質的に目減りすることが生じないとか、それから確認訴訟なんかについても、対象になること、或いは敗訴者が負担すべき勝訴者の費用等も保険で填補されることなどによって十分な費用調達を支えているということが挙げられます。

それから、これも繰り返しになりますけれども、ドイツの普及条件としては、弁護士報酬の法定による訴訟費用の予測可能性の高さ、それから法律扶助が比較的到低い水準なので、権利保護保険が普及していくといった関係にあるというようなことが挙げられております。

まとめとしまして、ドイツでは、国民の間に権利保護保険が十分普及しておりまして、我が国においても、基本的には普及していける条件が整っておるのではないかというふうに考えております。

ですから、権利保護保険、そういったものが、今後我が国の費用調達において大きな役割を担っていくことが期待される。ただし、いろいろ弊害防止なんかについても、配慮していく必要があるということでもあります。

次に、アメリカについても、以下まとめておりますので、適宜ご参照いただければと思います。

ちょっと駆け足になりまして十分ではないかもしれませんが、私のほうの報告は以上とさせていただきます。ご清聴どうもありがとうございました。（拍手）

司会（加納） ありがとうございました。

続きまして、「英国の弁護士費用調達方法から考える権利保護保険の問題点」と題しまして、日弁連民事司法改革推進本部司法アクセス費用PT座長の和田光弘弁護士からご報告いただきます。よろしく願いいたします。

和田（日弁連民事司法改革推進本部 司法アクセス費用PT座長） 弁護士の和田です。座らせて報告させていただきます。

日弁連で、今、民事司法の費用問題を検討させていただいています。既に、第17回業務改革シンポの段階で、イギリスの保険のあり方についてかなり詳しい調査が出ていまして、そちらがある中で、あえてまたイギリスに行く必要は何かということなんですが、イギリスの保険における弁護士費用の調達のあり方が、実はかなり特異な発達をしていて、第17回シンポでも、名誉毀損訴訟で例えば150万円程度の成果だったのに、弁護士の費用が2億円もかかってしまう、そういうような報告が出ています。一体それはどういう関係でそんな費用が出てくるんだというふうなことから始まって、実体としてもう少し調べてみようということがひとつ、もう一つはイギリスでは全体に訴訟にかかる弁護士費用が高過ぎるという問題です。ジャクソン卿という裁判官が、費用を抑えるための改革を報告で出しました。それが、2013年4月から改革法として施行されるという、その直前の3月20日ごろ、3日間だけ現地に行って話を聞いてくるということでした。書面調査も踏まえて行きました。

最初に、イギリスにおける扶助と訴訟保険の歴史的経過を見てみます。

1枚目のパワポ「英国 扶助と訴訟保険の歴史的経過」をご覧ください。

法律扶助については、イギリスは扶助大国と、皆さんよくお聞きだと思いますけれども、扶助で弁護士費用を賄おうという、そういう壮大な構想で進んできていて、刑事事件あたりから始まっているわけです。最初の1946年から1986年までの間は扶助の基盤整備の時代です。国民の8割が対象になるという、そういう「相談から当番弁護士まで」という時代から始まっています。

そして、次の1986年以降で5割の人を対象に300億円という、ちょうど今の日本と同じような規模の時代です。その「公的資金効率化の時代の到来」のときにイギリスでは費用が高騰する仕掛けが入りました。それは、「条件付報酬」というんです。イギリスの弁護士報酬は時間報酬です。契約書は、資料の中に入っていますけれども、大体最低でも1人1時間2万円ぐらいです。普通だと4万円から5万円ぐらいもらうわけで、「条件付報酬」というのは、時間報酬を基準にして、訴訟で勝った場合はその基準額の2倍まで取れるという約束です。例えば、60時間やって勝ったなら、時間あたり2万円ですから本来120万円がいいわけですがけれども、勝つとその2倍だから240万円報酬がとれる、こういうやり方です。加えて、これを賄うために「訴訟保険」が入ってきます。

そして、イギリスの公的扶助は3,000億円の予算で世界一の時代を迎えます。「公的資金の効率性強化と民間資金へのシフトの時代（1990年台中盤～）」です。「条件付報酬」で弁護士費用が加速度的に増額していく過程で、扶助の予算も伸びますが、一方で公的資金では賄えな

いし、民間資金としての「訴訟保険」も徐々に浸透してきます。そのうち、公的資金すなわち扶助の負担が大き過ぎるということで、人身損害は対象外にするとか、さらに新たに「事後的保険」というのが生み出されます。「事後的保険」は事が起きてから、この裁判、勝つか負けるか、どっちに賭けるかというようなもので、これ日本では到底考えられないんですけども、勝訴率60%～80%以上の可能性があるというふうに保険会社が考えたら、その事件は保険対象にしてお金をかけていく。勝てば、さきほどの「条件付報酬」の倍額報酬もその保険から支払ってもらおうというようなことになるわけですけども、日本ではなかなか考えにくい仕掛けです。

そうした時代を経て、扶助予算を2000年代に入って減らす方向になってきます。これが第4番目の「リーガルサービス・マーケット改革と法律扶助の変容」です。いよいよ、扶助はしぼられる時代に入り、3割の貧困層向けとされていきます。その過程において、弁護士がなんと批判されたか。扶助で太っているなどとされ、「ファット・キャット・ロイヤー」、「太った猫の法律家」と言われています。これは、消費者サービスに欠けているとの視点から批判されていきます。もっと消費者にとって使いやすい弁護士費用を実現するためには、どうしたらいいか。ここで、2007年と2009年に法改正があり、ABS「オールタナティブ・ビジネス・ストラクチャー」が認められてきます。つまり弁護士以外の団体が弁護士を雇って法律事業をやってもいいというところまで来ちゃったわけですね。既に生活協同組合とかが進出しているわけです。

そして、最後の「欧州財政危機（2009年）と2012年法律扶助改革法の成立」の現在に至ります。最近では、扶助予算も3,000億円の規模から1,600億円にまで下げられて、さらに、毎年その規模の約17%ずつ削減される。つまり、扶助を中心に運営をしてきたけれども、扶助は縮小させる。一方で、保険をそれなりに発達させた。その過程において、インターネット相談や電話相談も普及していく。しかし保険を発達させたけれども、ここに仕掛けた「条件付報酬」というものは、弁護士にとってはいいものの、訴訟費用については非常に問題が大きい制度だったということで、高額報酬を規制しなければならなくなる。弁護士費用の是正という大きな問題を抱えることになったわけです。

次のパワポをご覧ください。「英国 訴訟費用調達の三つの方法」というパワポですね。

費用調達は、「条件付報酬」と「保険」の組み合わせで、依頼者はゼロ負担で事件を頼める仕組みが出来上がったことになります。

「先生、勝ったら2倍とっていいです。弁護士費用は保険（通常は事前保険、場合によって



勝訴が濃厚なら事後保険も活用可能)で調達してください。」となり、依頼者自身の自己負担額はゼロなんです。訴訟遂行に取り組んで、「条件付報酬」は時間報酬が基礎ですから倍額が付加されて、そして、保険料(とりわけ事後保険料)も高額化していく。こういう問題が背景にあるわけです。

3番目のパワポです。「ビジネスモデルの極端なケース」というものです。

実際にイギリスの弁護士事務所で最近の事例を聞いてきました。ある政府が英国企業に依頼して100万ポンドでイベント(サッカー表彰式)を実施したわけですが、それを払わないという紛争がおきました。英国企業は100万ポンドくれればいいという和解提案をしたんですけども、それを政府が払わない。最終的には、一審と高等法院でやってその政府が敗訴する。英国企業の損害額は遅延損害金入れて3億7,500万円ぐらい。ところが、弁護士の報酬は、時間報酬で、かかったソリシタたちの費用全部入れると9億円、そのうちバリスタ(法廷弁護士)は1億5,000万円ぐらいです。プラス保険会社の事後保険費用と上乘せ保険料や利息がかかり、さらに1億5,000万円ということで、総計14億2,500万円もの支払をせざるを得なくなった事例です。最初の和解提案が100万ポンドですから約1億5,000万円で済んだものが、最終的には10倍近くにまで膨らんだのです。

これを改革しようと言うのが、ジャクソン改革の新法です。次の4番目のパワポ「新法による費用制限例」がその説明です。

ちょうど新法が施行される前なので、法定弁護士、バリスタの人たちが反対意見を述べている意見書がありました。それを見ると費用が制限されてくる。

事案は交通事故で、6か月治療期間、後遺症ありの事案です。総損害額は750万円ぐらいになるんですが、従来だと弁護士は基礎報酬225万円ぐらいはもらえた、250万円ぐらいもらえた、日本の感覚からするとかなり高いですよ。さらに成功報酬ももらえた。損害750万円の事件が弁護士費用で500万円を超える費用が楽にかかる。この点が改革の原動力になってしまったのがイギリスの不幸です。

時間報酬を基礎に裁判をやっていくと、イギリスの弁護士費用は、日本の着手金・報酬制とはかなり異質です。日本だと750万円の交通事故損害賠償で、着手金だとしても、5,60万円ぐらい、費用込みでそのぐらいから始まって、成功報酬でも1割、75万円とか80万円とか100万円ぐらいがせいぜいの報酬だと思うんですが、イギリスはかなり高いですね。というか、日本的には高すぎて「品位に欠ける」ほどです。

そうすると、新法はどうなるんだというふうに聞いたら、過去損害、将来損害は含まないと

いう形になっていましたけれども、55万円ということでもかなり制限されてくる。そうすると、バリスト協会としては反対で、全損害の25%という意見で、750万円の25%ですから、大体100何十万かということになるわけです。そういう意味で言うと、弁護士たちは、費用制限に対して危機感を抱いていた、そういう時期でした。

そして、最後に保険会社から「事後保険の例」ということで、その説明を聞いてきました。5枚目のパワポですね。

「事後保険」でどういう仕組みなんだろうということ聞いてきました。新法になっても、ステージ1、2、つまり交渉とか訴訟手続前での段階の保険料については旧法と変わらないということでした。そして、この段階で8割の事件が解決します。そりゃそうですね、事件で勝てればいいですけど負けてしまうと、訴訟費用の保険持ち出しが高騰してしまいますから、保険会社サイドとしても、絶対の自身がなければ和解に誘導したくなるのが人情でしょう。要するに、トライアルといって証拠調べやる前までの段階では余り変わらない。

しかしステージ3（トライアル）のところが時間報酬制です。これが、結局、新法後も同じだというふうに言っていました。

そうすると「条件付報酬」を取って、それを相手方からもらえる敗訴者負担だとかかなり厳しくなるんじゃないですかという話をしたときには、みなさん様に敗訴者負担制度は事実上廃止なんだと、これはもう取れなくなるんだと言っていました。

イギリスは、この資料の後ろの一覧表に少し詳しく書いてありますけれども、敗訴者負担制度自体は、もう事実上なくなる。こういう「条件付報酬」も、損害ベースで計算して、さっき出た25%未満とか、労働事件の場合30%未満とか、それ以外の損害賠償の場合50%までいいとかということになっているんです。それを相手方から取るということは、わざと負けることがわかっていて裁判を出すとか、よほどのことでないとできなくなる、依頼者負担に変わってくる、こういうような説明でした。そうすると、相手からとれないのに、負担は保険会社となると、保険会社側の負担が増加していきます。訴訟の勝ち負けに対する自信がないと、とても「事後保険」の加入を認めるわけにいかない。

状況は流動的でした。我々の「事後保険」を続けていくのかという問いに対しても、この保険会社は続けていくと言っていましたけれども、もう一つの大きな保険会社DASというところは、事後保険の事業は譲渡した、もうこれははやらない、この新法ができると普及しないのわかっている、と言っていました。

6枚目のパワポです。「英国 訴訟保険市場の状況」です。

イギリスの保険制度は、特殊な発達を遂げているんですけれども、どんどん伸びていて、2008年には4億2,900万ポンドだった規模が、2013年は7億ポンド、約1,000億円まで成長しています。これはドイツと違って単独保険でなくて特約保険ですから、自動車保険に特約として付加されたり、住宅保険に付加されたりしているという形で普及しています。およそ75%の普及率です。

「事後保険」も残っていますが、今の法律扶助改革法で報酬制限が出て来るとなるとかなり厳しくなって、さきほどの保険会社では、事業自体を売っちゃいましたというような話も出ていますから、変わってくるだろうと思われます。

そこで、こうしたイギリスの扶助と保険の歴史や現状から何を学ぶかということです。

最後のパワポ「2013年英国調査から学ぶ」です。

日本の民事司法でも、提訴手数料、鑑定費用、証人費用、執行費用と費用はたくさんかかっていくわけです。実費以外の中核は弁護士費用になるわけです。その調達方法が「時間報酬制」という形になっているのはまだ一部だと思いますけれども、着手金・成功報酬方式、それから時間報酬方式、これが一体どういうふうに通達されていくのかというのが非常に大事な課題です。保険が過度に発展したり、日本では出ないと思いますけれども「事後保険」のようなものが組み合わされていくと、弁護士費用のビジネス化みたいな批判が出てこないとも限らない。そういう意味では保険発展のリスクも一応過去のイギリスを見るとあり得るなというふうに感じました。

結局、費用補償をどこまでやるかということをおある程度抑制的に考えて出発しないと、弁護士費用の肥大化・過大化という問題が発生するおそれがあり、それが過ぎると、弁護士の有用性ですね、これが限定されてしまう。

つまり、イギリスで見た様に、保険会社が弁護士を限定的に選択する、パネルソリシタといって保険会社が提携契約をしている弁護士たちに仕事をさせる、保険会社選択の弁護士だけに限られる。逆に費用の低廉な弁護士を求めていく傾向が強くなり、さらにはそれを組織的行なうための非弁護士団体の進出等がありうるということです。

日本では扶助も保険も両方とも未発達です。これが今後どうなるかということになるわけです。今、日本では、扶助が償還制、借金になっているわけですね。結局、扶助も実際国が出しているお金は償還分を除けば毎年160億円ぐらいしかありませんし、保険は今交通事故の保険程度しかないわけです。ですから、この扶助と保険、両方を底上げしていかないと、弁護士費用の調達の核ができない、みんな自腹になってしまっているわけです。ですから、この核をつ

くるための扶助と保険をどうやって一緒に発達させていくかということが非常に大事な観点ではないかということです。それから、今後、私自身の問題関心としては、費用設計を依頼者にわかりやすくどういうふうに伝えていくのか、扶助を利用するのか、保険を利用するのか、ほかの方法でいくのか、そういうことについて検討が必要だというふうに思っています。

ご清聴ありがとうございました。（拍手）

司会（加納） ありがとうございました。

続きまして、「弁護士保険の裁判外紛争解決手続の検討について」と題しまして、日弁連リーガル・アクセス・センター副委員長の及川健二弁護士からご報告いただきます。よろしくお願いたします。

及川（日弁連リーガル・アクセス・センター副委員長） 担当の及川です。座って話させていただきます。（拍手）

今までは、海外の権利保護保険のご説明でしたけれども、ここでは国内、国内といっても、ちょっと特殊な分野になろうかと思いますが、権利保護保険における裁判外紛争解決機関、これについての話をしたいと思います。

詳しくは、きょうの緑の冊子の通しページ、31ページ以下10ページほど書いてございます。これをお読みいただければ、もうそれで終わりということでもよろしいんですが、そういうわけにはいきませんので、冊子はあくまでも目での理解ということで、ここでは耳の理解ということで、若干お話しさせていただきたいと思います。

まず、権利保護保険において、そもそもどうして裁判外紛争解決機関が必要なの、という入り口から入っていきたいと思います。

まず、裁判外紛争解決機関なんて必要ないということもあり得るわけです。そこで権利保護保険において、今何が問題になっているかということ、1つは、やはり対象事故の範囲の問題、これは保険の対象になるの、ならないのというような問題、そういうものも結構ございます。

それと、権利保護保険は主に自動車保険に附帯した附帯保険とされているのが通常で、単独の保険としての拡大は余り見られません。けれども、今後、先ほどお話がありましたように、諸外国に倣って、家事事件だとか労働事件だとか、場合によっては賃貸借事件だとか、そういうふうに保険の対象が拡大された場合には、これはそもそも保険の範囲ですか、範囲ではありませんかといった問題が出てきます。そういう問題が生じたときに、いや、保険の範囲が否かよくわかりませんから、裁判所で決めましょうとかやっていったら大変です。裁判所でやっと1年半くらいで解決しましたとかやっておりますと、そもそも保険という金融商品としての価

値というのはどうなのか、使い勝手がいいのかという問題が起きてきます。

保険に入りました、事故が起きました、請求してみました、保険の範囲がどうかわかりませんが、しかたなく裁判にかけたところ解決まで1年半かかりましたということになれば、そんな保険、もう使いたくないやということになるのはある程度目に見えてくることです。

そういう意味では、金融商品としての権利保護保険も、何か問題があった場合にすぐに迅速に解決する機能を持っておかないと、商品自体の信頼性に欠けるのではないかとということになります。商品自体の信頼性を得るのであれば、やはりそれに見合う紛争解決機関、裁判ではない紛争解決機関、そういうものが必要とされるものと思われま。

さらに、勝訴の見込みという問題でございます。俗に言われる濫訴の問題です。濫訴については、先ほど約款等とか免責条件である程度防げるのではないかとというふうに、應本先生の報告がありました。

ただ、濫訴と言いましても、実は難しく、例えば慰謝料、本来は500万円も請求できないケース、例えばせいぜい70万円か80万円しか認められないようなケースで500万円を請求するような場合に、こんな請求が許されるんですかという問題があります。しかし場合によっては、例えば故意又は重大過失がある場合に、若干懲罰的な意味を含んだ慰謝料を請求する場合があります。日本の場合は慰謝料が低いから高くするんだというような理解のもとで弁護士がやったような場合に、それを濫訴という言葉で片づけていいのかという問題があります。

濫訴といっても、今は認められないかもしれないけれども、二、三年したら、認められるものになるかもしれないというような含みを持った事案もあるのではないかと考えられます。そうすると、一律に現段階では認められないから濫訴ですよという言い方はしちやいけないのではないかと問題も含んでいる、そういう含みを持っているのであれば、濫訴といえどもやはりある程度の紛争解決機関というところでの審査をやらなければいけないのではないかと考えられるわけです。

あとは、弁護士報酬の適正・妥当性。これは常によくあることです。弁護士さんの報酬、ちょっと高いんじゃないかとか、これだけ請求するのはおかしいんじゃないかというのは、新聞記事にも載りました。弁護士報酬の請求が余り高いと、保険会社からこんな保険の取扱いをやっている保険会社ではないよというような感じの記事が出たことがあります。この記事は日弁連の協定している保険会社ではないよというには伺っておりますけれども、そういうような問題も実は出てくる。そういうときに、やはりすぐに解決できることでなければ金融商品としての保険の使い勝手がよくないのではないかと危惧が出てくるわけです。

つまり、弁護士の権利保護保険における紛争解決機関というのは、一つは、保険会社にとってメリットがあること、そして、利用者にとってもメリットがあること、さらには弁護士費用保険ですから弁護士にとってもメリットがあることが必要と思います。三位一体ではありませんけれども、こういうメリットがあることがまず必要だということです。もう一つは、金融商品ですから、全体的に権利保護保険だけではなくて、金融商品として適切で国民のために役立つという意味では、経済政策の中の一つとして国民が利用する金融商品として適切であることが要求されるという要請はあるかと思います。このような観点から、やはり権利保護保険にも紛争解決機関が必要ではないかと思われるわけです。

では、日本では、そのようなものはないのかというと、皆さんご承知のように、金融商品に関しては金融ADRがございまして、金融商品を扱う業界はADR機関を持つか、もしくは弁護士会と協定を結んで紛争解決を図らなければならないとされています。そこで損保、いわゆる権利保護保険を扱っている損保の場合は、損保会社が、そんぽADRという1つの紛争解決機関を持っています。

あとは外国の損害保険会社が設立している、一般社団法人外国損害補償保険協会が設立している保険オンプスマンというものがあります。このように一応の紛争解決機関はあるのですが、内容的にみると、例えば、対象事故の範囲なのかどうかとか、勝訴の見込みはどうだとか、弁護士費用は高くはないかとかいう事案というのは、余り多く散見されておられません。

このそんぽADRのホームページの中に解決事例集というものが載ってございます。これを見ると、やはり当事者が解決できるような事案はやりますけれども、どうも当事者側が解決はなかなか難しそうだという場合は、もう打ち切ってしまうというような形で、なかなかそこに解決事例が載ってこないという面がございまして。

それでは、それ以外のもので何かつくらなければいけないのかということになりますと、1つは何をつくらうか。外国の例を見ると、きょうの資料の中にありますけれども、なかなか保険に特化したものは見当たりません。

ただ、先ほど山下教授のほうから、ベルギーの場合には、弁護士会と保険業界のほうで合同委員会をつくってやっているという話がありました。日本でもしやるのであれば、やはり金融商品の一環ですから、実は法律に基づいていただくのが一番いいというように私は考えているんですけれども、それは未だ先のことと思います。現実的にここ、二年でできるとかそういう問題ではありませんし、今急務なのは、権利保護保険をとにかく発展させる、発展させることによって、司法アクセスを確保するだけではなく、弁護士業務も拡大しますので是非権利保

護保険を発展させてほしい。そのためには、まずできることをすぐやるという、そのことが今必要ではないかというふうに私のほうでは今考えているところであり、日弁連の委員会のほうでも考えているところでもあります。

では、どうすべきかということになりますと、やはり一つの紛争解決機関をつくる場合は、その解決機関が第三者性を持つこと、いわゆる公正、中立であり、迅速であること、これはやはり必要だろうと思われま。これがないと、例えば保険会社のほうに偏ってしまうと、利用者からそんな保険は使わないよということになりかねないと思います。

そういうことで、今後は公正、中立の機関をつくっていく。どこにつくりますかという、日弁連自体はそういう機関を作って活動する組織ではありません。やはりこれは保険に不可欠な制度ですから損保業界と日弁連が共同して作り上げていくことが筋としてはよろしいかと考えています。

具体的なその構成等については、先ほど言いました、通し番号31ページからのほうに、一応は述べてございます。一応こういう形で紛争解決機関を私どもは早急につくっておく、そういうことを着手しなければいけないし、できればすぐにでもモデル的なものをつくって、損保業界とも協議した上で、権利保護保険が拡大しても大丈夫だよと言えるようなものを一緒に作り上げていきたいというふうに考えているところです。

ちょっと早くなりましたけれども、これで私からの報告を終わりたいと思います。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

司会（加納） ありがとうございます。

これで第1部は終了させていただきます。第2部、パネルディスカッションになりますが、こちらの開始は12時45分を予定しております。

昼食ですが、事前申し込みをされている弁護士の方は、昼食引きかえ券をお持ちの上、本館地下1階、偕楽の間で昼食をお召し上がりください。引きかえ券をお忘れの方は、一旦南館1階の受付のほうにお寄りいただいて、引きかえ券の再発行を受けていただくこととなります。

なお、本館地下1階の偕楽の間まではかなり距離がございますので、移動にお時間がかかるかと思。12時45分から開始させていただきたいと思。移動の時間等余裕を持ってご協力をいただければと思。

また、昼食券をお持ちでない方は、館内や周辺の飲食店で昼食をお済ませの上、同じく12時45分までにこちらの会場のほうにお戻りいただければと思。こちらの会場も休憩時間内に限り飲食可能となっておりますので、こちらでお召し上がりいただくこともできます。

また、会場内は指定の場所を除き禁煙となっております。喫煙場所は、この会場を右で出られまして、もう一度右に曲がっていただいた突き当たりのところがございますので、こちらをご利用ください。また、同じ場所にお水のご用意もございますので、こちらのほうもご利用ください。

それでは、12時45分から、また開始させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

( 休 憩 )

司会(加納) 「弁護士保険拡大のための課題」と題しまして、始めさせていただきたいと思います。

ここからの進行は、日弁連リーガル・アクセス・センター委員長、佐瀬正俊弁護士が行わせていただきます。では、よろしくお願いいたします。

佐瀬(日弁連リーガル・アクセス・センター委員長) 今、紹介にあずかりました委員長の佐瀬でございます。

これから私のほうでコーディネーターとしてやらせていただきますけれども、パネルディスカッションするに当たって、おおよその議論の論点メモというものを資料3にまとめさせていただきました。ページ数でいうと41ページです。

先ほど、海外の報告をした中の論点というのは、ほぼこの中に含まれていると思いますけれども、我々、今までドイツ、イギリス、フランス、ベルギー、アメリカという国の海外調査してきましたけれども、完全になんか進んでいるというドイツでも、やはり悩んでいるんです、まだ。ある意味では発展途上と言っていいと私は思っているんです。そのほかの国々も全てそうです。

日本は、おくれればせながら、まだ交通事故しかやっていないわけですがけれども、ほかの国は、先ほど冒頭言ったように、ほとんどいろいろな分野、弁護士が訴訟を行う分野についてはほとんどこの保険で賄われている。だけれども、いろいろな制度の長所を持っていたり短所を持っていたり、やはり発展途上なんです。各国でも、政府も悩んでいるし、弁護士も悩んでいるし、保険業者も悩んでいる。そのような世界の中で、日本がどうやったら我々が考える日本の社会の中でいい保険ができるのかということを工夫して発展させていくことができる時代だと思っております、まだ。

ただ、これがもうあと何十年たって、例えば、海外の保険会社がどんどん出てきて、自分の国と同じようなものを売るということになると、やはりそのような弁護士の工夫が取り入れら



れるかどうかは、難しくなると思うんです。やはり今のうちに日本の制度、日本人にとっていい制度を確立していくべきだということで、ある意味ではメリットを享受する弁護士、それから国民、そして保険業者が、それぞれその中で自分たちのメリットを享受しながら使いやすいものをつくっていくということを論じることがぜひとも必要だと思っています。

交通事故という、ある意味では狭い分野における保険事故の発生に関しては、交通事故という事故が起これば、ほとんど問題ないわけです。例えば、接触しなかった事故というと結構難しいかもしれませんが、交通事故で事故かどうかを悩む事件というのはほとんどないと思うんですけれども、他分野になると、そこから問題になるものがいっぱい出てくる。

そして、事件内容としては専門的な事件も出てくるわけで、そういうときに適切な弁護士を本当に弁護士会は紹介していけるのかという問題も出てくる。大きくいろいろな問題が出てくるわけで、その資料3の論点を皆さんよく気をつけていただいて、頭の中に入れて、パネリストの皆さんの意見を聞いていただきたいと思うんです。

それとともに、資料4、先ほどから各国の権利保護保険の現状というものを、これを引用して説明されている先生もいましたけれども、これはある意味で大ざっぱなものと考えていただいて、かなり正確だというふうには思わないでいただきたいんです。おおよそこういうふうになっていますよという意味で、各国の制度を短くまとめて比較をさせたものであり、正確に書くには短すぎる文章ですから、概要程度の記載と考えて貰いたいと思います。

それで、そういう比較の中で日本の現状はどうなんだろう。日本は、ほとんどその制度がないわけですが、そういう中で日本においてはどういうふうに弁護士保険を発展させたいのかということ、これを皆さんとともに考えていきたいということですので、この比較表も、そういう意味で比較をするという便利さにおいては利用していただきたいというふうに思っています。

それでは、先ほど、皆さんの前で報告をしていただいた人にパネリストになっていただくということと、それから、もう1人、保険会社の人に入っていただいて、先ほど言ったように、保険会社にとってもメリットある制度でなければ発展しませんので、保険会社の視点での意見を期待して参加していただきました。

それでは、私のほうからパネリストの皆さんを紹介させていただきますけれども、紹介していただいた後に、お一人ずつ短い自己紹介と、それから自分のパネルディスカッションにおけるスタンスと、どういう点を述べたいのか、それからどういう点を自分としては今後気にとめていきたいのかということ、その視点等をお話ししていただきたいと思っています。

それでは、一番初めに、私のすぐ左にいらっしゃる山下先生。ここに書いてあるとおり、大阪大学の大学院高等司法研究科の教授であります。保険法を専門としておりますけれども、周りからは、権利保護保険の専門家だと思われる先生ですので、今後とも弁護士会とも仲良くさせていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。（拍手）

山下（大阪大学教授） 大阪大学の山下典孝と申します。よろしく願いいたします。

先ほど、私のスタンスというか、保険法の立場から権利保護保険の今後についてどう考えるかというふうなことと、もう1点は、私弁護士資格を持っていませんので、いわゆるクライアントの側というか、市民側の立場からこの権利保護保険が今後どうあってほしいかというふうな希望を述べたいというふうなことを考えています。

今、やはり中間所得層の人たちが法律扶助の対象にもならなくて、先ほどの午前中の報告にもありましたように、それをうまく利用して悪徳な詐欺事件まがいの取引に巻き込まれて、それで非常に少額な関係がありまして、弁護士の先生に頼むと、費用対効果からいうと全く割が合わないということで泣き寝入りしているというふうな現状を最近知りまして、これは何とかしなければいけないというふうに思っている市民目線の立場からも、この保険の普及を何とか目指せばというふうに考えております。よろしく願いいたします。（拍手）

佐瀬（日弁連リーガル・アクセス・センター委員長） ありがとうございます。

次に、應本昌樹弁護士ですけれども、應本先生は、元保険会社に勤めておられたので、保険会社の視点もある程度わかりつつ、それから弁護士の視点を持っている。そして、ほとんどドイツ関係の資料を作成していますが、ドイツ語も彼自身で訳して、いろいろ貢献をいただいています。ある意味で世界で一番進んでいるドイツを見本として、いろいろな比較をしていただけると思えます。應本先生、お願いいたします。

橋本さん、ちょっと抜かしてしまいごめんなさい。今、並んでいる順番に紹介しようと思ったんですけれども、履歴書が書いてある順番となってしまう、申しわけございません。

應本先生、すみません。

應本（日弁連リーガル・アクセス・センター事務局員） ただいまご紹介にあずかりました日弁連リーガル・アクセス・センター事務局員の應本でございます。

今、佐瀬委員長のほうから話がありましたように、私は本委員会については約5年ちょっと携わらせていただいているんですが、特にドイツ関係の制度の研究調査に当たらせていただきました。

それで、この5年間というものも、大変我が国の状況も随分さま変わりしております、件

数の伸び、それから協定会社の数の伸びというようなことで大分発展してきて、それから保険商品、新しく売る会社なんか出てきたりしまして発展の兆しが見えつつある。

他方で、弁護士の報酬の請求の仕方なんかについても、新聞紙上をにぎわすような問題なんかも出てきている。制度が発展していく段階でこういった問題が出てくるのは、ある程度避けがたいところもあるかもしれませんが、今後この制度が健全に発展していくためには、そういったところをいかに押さえていくかというようなことも、ポイントになってきようかなと思います。

そういった意味で、今、大きな転機に来ているというような状況で、この現状を整理しておく。それから、近い将来想定される状況、これを理解しておくということが重要なことなんじゃないかと思います。

我が国の制度というものも、ドイツを参考にしてきた部分が多いかと思いますので、この段階で、またドイツとの到達点との差というものはどういうところにあるのかといったところも確認しておくといいのかなというふうに思っております。

それから、きょうは、先ほど申し上げたように、保険会社から橋本さん来られておられまして、今までになかったような保険の中身に立ち入ったようなところまで議論ができるといいのかなと思って楽しみにしております。どうぞよろしく願いいたします。（拍手）

佐瀬（日弁連リーガル・アクセス・センター委員長） 今話が出ました橋本修一さんを紹介させていただきますけれども、ここに書いてあるとおり、株式会社損害保険ジャパンの社員でありまして、今、企画開発部の部長をしておられます。

企画開発部ということですから、当然こういう保険の企画も考えておられるんじゃないかと思えますけれども、その辺のことはわかりません。いずれにしても、どういう商品企画を自分たちで今までしてきた、そういう経験をお持ちでしょうから、そういう企画の中で、この保険というものをどういうふうに自分は考えているのかという個人的な意見で結構なので、いろいろ聞かせていただきたいと思っています。

橋本さん、よろしく願いいたします。

橋本（株式会社損害保険ジャパン企画開発部部長） 損保ジャパンの橋本でございます。よろしく願いいたします。（拍手）

きょう、このような場でお話をさせていただく機会をいただきまして、本当にありがとうございます。

隣にいらっしゃる法学者である山下先生、それから、日常法曹業務に携わっていらっしゃる

弁護士先生の中で、私は保険商品、保険制度というメーカーの立場から、この権利保護保険、弁護士費用保険が、いかに社会制度としての民事司法制度を支えられるかという観点について、僭越ですがお話をさせていただきたいというふうに思っております。

私が、きょうお話しさせていただきたいポイントは2つございます。

1つは、保険の本来の使命であります弱者救済という視点、やはり権利保護保険もこの弱者救済の観点が必要ではないかというふうに思っています。

民事司法制度の改革の一番大きいテーマの一つでもある、司法アクセスの充実ということの中で、司法アクセスを充実するためには、自助、共助、公助、この3つがございます。自助というのは当然当事者負担、それから公助というのは法律扶助です。税金による法律扶助、そして保険の分野は共助、いわゆる潜在的当事者による負担ということでございますけれども、ただ、現在の財政状況等を見ますと、3番目の公助に期待するところというのは非常に難しいと思います。そういう意味では、共助に当たる保険制度のこれから担う役割というのは大きくなるのではないかなというふうに思っています。

そういう意味で、本来公助の部分が弱者救済の部分は支えるんでしょうけれども、共助である保険も弱者救済の観点は絶対忘れてはいけないんじゃないかなというふうに思っております。すなわち、この保険の拡大を考えるとときには、やはり本当に民事司法制度を受けたいんだけど、費用の問題で受けられない、本当に困っている人を救うという観点が必要なんだろう。

きょう、議論の中で法分野をどこまで広げるかという議論がなされると思うんですけども、この部分も、ただただ広げるだけではなくて、本当に今ニーズはあるけれども、カバーができていない部分、これを優先的にカバーするという観点がまずは必要ではないかというふうに思います。

先ほど、山下先生の欧州報告でもありましたけれども、やはり一番進んでいる應本先生がご紹介されたドイツでも、現状になるまでには85年かかっている。現状になるまでには50年というお話しでしたが、スタートから見ると85年かかっている。そういう意味では、日本でこの権利保護保険をまず普及させるためには、弱者救済の観点に立ったマーケットから期待される安価で、そして本当に困っている人たちを助けられる商品をつくるということが重要ではないかというふうに思います。

もう一つの観点は、上質、良質の法的サービスを提供するということだと思います。この権利保護保険、弁護士費用保険の、ほかの保険と決定的に違うところは、やはり良質なサービスを提供するということだと思います。

一般的な保険の代表的な生命保険でありますとか火災保険の場合には、保険金を払えば、お客様はそれなりに喜んでいただけます。ところが、この権利保護保険、弁護士費用保険の場合には、加入者の方が望んでいるのは、良質な法的サービスを受けられるということ、その費用を担保してくれるのが保険ということでございますので、良質なサービスが根底になければならないということになります。

ですから、この商品は、実際に運営する場合には弁護士さんの、弁護士先生の質の問題、それから弁護士報酬の問題、それから弁護士先生を迅速にご紹介できる制度、こういうものが先ほどの山下先生のお言葉では車の両輪というお言葉ありましたけれども、まさにそのとおりでございまして、こういうもの、商品と日弁連さんとの連携があって初めて社会制度としてマーケットから受け入れられるものになるのではないかというふうに思っております。

この辺につきましては、弁護士先生のご意見、それから法学者である山下先生のご意見、それから皆さんのご意見をいただきながら、業界として今後の参考にさせていただいて、よりいい商品を検討していきたいというふうに思っております。

以上でございます。（拍手）

佐瀬（日弁連リーガル・アクセス・センター委員長） ありがとうございます。

それでは、次に和田光弘先生。和田先生は、珍しく新潟県弁護士会所属でイギリスの主担当となっただき、そして民事司法改革推進本部のまさに司法アクセス費用という、アクセスのための費用の問題を検討しているPTの座長です。

今回は、イギリスに行っていたいて、先ほど報告ありましたように、イギリスの制度等いろいろ研究されてきた。おもしろいことの紹介や、意見を言っていただけだと思います。特にイギリスと日本の比較というのは、おもしろい点がいっぱいあると思いますので、先生、よろしく願いいたします。

和田（日弁連民事司法改革推進本部 司法アクセス費用PT座長） 和田です。どうぞよろしく願いします。

新潟県弁護士会も、234名、今おりますので、そのうちの1人ですが、そんなに珍しいわけじゃありません。ちょうど2年ぐらい前に、司法改革推進本部で費用を串刺しにして、民事司法でどういう問題があるか全部洗い出してみようという話が出て、そこで担当になったという経緯があります。

私、民事司法の費用とか余り専門的に考えていたことがないんですけども、以前は、当番弁護士とか被疑者弁護とか、その拡充とかいろいろやっていたのです。考えてみると、刑事

弁護のほうは、もう当番弁護士でも国選被疑者でも呼び出しがかかれば、無償で弁護士がかけつけるというそういう権利保護の状態が生まれているのに、民事については、そこに法律問題が含まれているかどうか、どういう費用の手当てができる問題なのかということすら、本人がわからないまま、その相談に行くのにもお金がかかるという。

地域の法テラスの所長もやっているんですが、3回無償で、法テラスの相談援助を受けられるんだということすら知らない人たちもいて、こういう中で、スムーズに民事の紛争に対して、弁護士費用を中核とする費用設計がきちんと提示されないのかと、この辺が一番難儀な問題になっているんじゃないかと思うんです。

特に、うちの事務所に居る若い人たちも含めて、LACを利用して、できるだけやったほうがいいという話をしているんですけども、LACが学校事故にも適用できるということを知らない先生たちもいて、そういうものもあるんだと、少額でもLACでやれば結構やれるんだよと。そうすると、今、最高裁の迅速化報告書の中に「紛争の社会的要因」という項目があるんですが、簡易裁判所の少額交通事件で弁護士の選任率8割を超えている統計が出てきます。これはもうLACの成果としか言いようがないと思うんです。

ただ、裁判官たちにちょっと聞くと、どうして30時間ぐらいで和解が成立するんだろうというふうに言うんですけども、それはタイムチャージで受任した場合、一応の上限の目安が30時間とされていることが影響していると思われましてよと言っているわけですけども、そういう場合に保険があると結構活動ができる。

ただ、それが適用できるのかどうかということが大事な相談なのに、そこをつなぐ弁護士側のアドバイスが得られないもしくは弁護士が知らない。それはナンセンスだなというふうに思います。せめてその辺のところから相談がスムーズに入って、その費用の補償も何らかの形で得られる、そういうかたちで保険制度もうまく軌道に乗せてほしい。そうすると扶助が使える人、それから保険でつなげる人たち、富裕層の人たちは自腹で払える。その辺トータルな制度設計がうまくいくようになるのではないかと思います。

多少イギリスはいびつなところもありますけれども、やはりそれでも弁護士たちが保険のやり方を開発していった、ソリシタもバリスタも、そういう保険商品のあり方を自分たちで考えてつくっていったというわけですから、いびつな発達はしたけれども、日本でも弁護士たちももう少しそういう費用設計に関心を持って、こんな商品あったらいいんじゃないかということ意見を言ってもいいのかなというふうに思っています。

以上です。（拍手）

佐瀬（日弁連リーガル・アクセス・センター委員長） ありがとうございます。

現状に対する認識の問題も出てきたと思いますので、後でまた発言をしていただこうと思っています。

次に、及川健二先生，東京弁護士会です。今現在この委員会の副委員長をされていますけれども，元というのですかね，今はもうちょっと変わっていると思いますが，ADRの関係を担当されていました。先ほど報告があったとおり，ADR的というんですか，紛争解決機関をどうやってここに，この保険に適用していったらいいのかということは今検討していただいているグループの座長となっております。だから，その観点からもいろいろなご意見を聞かせていただけていると思っています。

及川先生，よろしくお願ひいたします。

及川（日弁連リーガル・アクセス・センター副委員長） 及川です。まず，自己紹介というわけではございませんけれども，ADRにどのようにかかわってきたかということ若干お話ししますと，私は，今から10年以上前ですか，平成14年以前ですから平成12，13年あたりから日弁連のADRセンターの事務局長をやってきました。

平成14年に東京弁護士会の副会長になったものですから，やめたと自分では思っていたんですが，15年に戻ったら，まだお前，事務局長だと言われて，またADRセンターの事務局長をやって，平成18年に法テラスができましたので，そちらの現場のほうの法テラス東京事務局長として出向いたしましたので，ようやくADRセンターのほうから免れたという経緯があります。法テラスといういわゆる公助の機関では国選弁護の弁護士費用の決裁を多くやっていましたが，民事の決裁もやっていました。そのときに，勝訴の見込みがないわけではないというのが法テラスの援助決定の問題としてありました。権利保護保険では勝訴の見込みはないと言うことが問題となっていますが，法テラスでは勝訴の見込みがないわけではないという，そういう解釈問題がありました。若干保険の解釈とは違うのですが，そういう問題に携わってきたということです。つい最近，日弁連ADRセンターのほうに復帰したところ，LACでこういうことがあるのでやってくださいという話がありまして，LACのほうでこの案件を担当することになりました。

本来は，ADRセンターのほうで全面協力するからという話だったのですけれども，過日，渡部ADRセンター委員長のほうから，頑張ってやってこいと単独で送りだされた感じもあります。私がADRセンターの事務局長をやっていたころは，隣接士業関係の紛争解決機関の設置，それと設置の規則，それにも結構かかわってきました。

どういう規則をつくろうかとかとやってきましたので、この話があったときには、意外と安易に、損保業界と日弁連で協定書つくってやればいいんじゃないのというようなイメージがありました。しかしいろいろ聞いてみると、なかなかいろいろな問題があって、どこにどのように設置しようかとか、単に損保業界にお任せしてやればいいんじゃないかというわけにはいかないだろうということを思い知らされることになりました。レジュメ等書いてありますように、いろいろな問題を克服していかなければいけないということがあるんですが、私個人としては、まず、このLACの目的は、やはり権利保護保険を広めよう、対象も広くしようというところであって、紛争解決機関というのは、ちょっと後ろのほうに退くのかなというイメージを自分では持っています。

議論ばかりではなく、具体的な商品設計を提示することまで今やらなければいけないのではないかと。権利保護保険の拡大こそ会員も欲しているし、依頼者といいますが、国民も欲しているのではないかとというような感じがします。ですから、まず権利保護保険の拡大を目指す商品設計を先に考えるべきではないかと考えているわけです。

ただし、拡大された権利保護保険という商品が出来上がりました。でも、紛争が絶えなくて、使い勝手が悪くなりましたので使いませんでした、失敗しました、というわけにはいかないと。そこで、セーフティネットというイメージで、紛争解決機関というものをちゃんとつくっておきたいと考えているところです。

私のほうでは、でき得れば具体的な案といいますが、ものをつくり上げる、そういうイメージ案というものをもう出したいというような段階に来ております。具体的な制度設計を打ち出したいという考え方を今のところ持っております。

ただ、今言ったように問題も多くて、例えば業界といっても損保業界で弁護士費用保険、弁護士権利保護保険をやっているところが少なからずありますけれども、日弁連と協定しているのは、先ほど言った12社、社といいますが、12団体だけで、協定を結んでいない損保会社も少なからずあります。そういうところも今後取り込んでいって、やはりきちんとしたセーフティネットとしての紛争解決制度を提示していくということも、弁護士会としては必要なんじゃないかと思えます。具体的に、機関をどう設置して、人的構成はどうでしょうか、紛争の受付機関はどうでしょうかとか、具体的なところも全部含めてつくりに上げていくような時期ではないかと思っています。自分の頭の中ではそういうことを考えて今やっていきたいなと思っています。

以上でございます。（拍手）

佐瀬（日弁連リーガル・アクセス・センター委員長） ありがとうございます。



これで、大体皆さんのおおよそ考えているような内容がわかったと思いますけれども、今及川先生のご意見です。

ただ、私も、進ませたいのですけれども、現に世界の中でも、アジアの中でオーストラリアという国は、かなり前にこの権利保護保険を普及してやっていた国です。

やっていたというのは、この保険が失敗した国として知られているんです。失敗したため、現在はありません。現在そこで残っているのは、相談保険だけです。相談保険だけは残りましたけれども、それ以上の弁護士の費用を出すということについては保険が残っていません。やはり失敗すると続かないんです。

そういう意味では、なるべく失敗のない制度をつくっていきたい。初め小さく産んで大きく育てる、何でもいいのですけれども、何しろ途中でなくなるということはしたくない。それがやはり国民、弁護士、保険業者、それぞれにとってメリットのあるものでなければいけないんだと先ほど言いましたけれども、そういう観点でどうにかうまく進んでほしいというふうに思っています。

それで、きょうは、これだけの皆さんに集まっていただいて、先ほどから言っているように、いろいろな分野でこの保険を出したい、出していただきたい。ただ、それについてはいろいろな問題点が予想されますねということなんですけれども、現状の交通事故、それから日常家事における損害賠償についての保険が現在売られているわけですけれども、それでもやはり問題点はあるわけです。

だから、現在の問題点、どういうものがあって、それについてどういうふうになっているのかということから、皆さんの意見をお聞きしていきたいと思っています。

それから、推定される他分野になった場合の問題点等もいろいろお話をしていただいて、特にこういう点が問題だろうという点を休憩前に問題を出していただいて、休憩後には、その問題点をどうやって克服していったらいいんだろうかというような論点に移りたいと思います。

そこで、休憩前と休憩後で分けたいと思いますけれども、それで大体2時過ぎぐらいまでやらせていただいて、その段階で、皆さん会場からも質問だとかご意見を、現在の制度についての問題点だとか、今後予想される問題点等についてのご意見、質問を受けたいなと思っています。

それでは、今パネリストの皆さん、まず現状であらわれている問題で、先ほどから言ったように、弁護士報酬の適正さの問題ということは言われているわけですけれども、これについては、先ほど和田先生が、現在その問題だけではなくて、まだ知られていないんだという問題点

も言っていたと思うんですけども、和田先生が現在思っている問題点ですか、現状のLACの問題点、どういうふうに思っておられるか、発言をお願いできますか。

和田（日弁連民事司法改革推進本部 司法アクセス費用PT座長） 直接お答えになるかどうかあれなんですけれども、まず、LACの適用範囲について、多くの弁護士が研修とかニュースを見ても、十分こなしかれていない、理解をしていないという問題があると思います。

イギリスで、15人ぐらいの小さな事務所を訪問したときに、うちの契約書というのを見せてくれたんです。そこにはタイムチャージが1人幾らとか、経験のある弁護士で幾らとかあって、最初にうちはこういう保険に入っていて、万が一事故が起きたときは、ここまでカバーされますというふうに書いてあり、そして、その次に、あなたの事件の費用の問題については、この保険が適用できますということで、保険の種類をちゃんと書いて、そこで契約するという形になっています。

多分日本でやるとしたら、扶助を適用ができるかどうかということと、次、保険の適用ができるかどうかと、その次に、では自腹でやるときどこまで費用を持つかみたいな、そういう契約をすることになるんでしょうけれども、一緒に行った中本先生と話していたんですけども、最初に弁護士がどれだけ保険に入っているかなんてこと書いたら、依頼者が怖がって依頼しないのではないかとかと言って、結局それは日本では適用できないかもしれないとかと言っていたんですけども、もう少し、あなたの負担する費用はどういう仕掛けで出ますよ、どういう保険で済みますよということを契約でちゃんとはっきりさせるという思考は、日本の弁護士たちも持っているのかなと。

それがないと、本当に相談から交渉から訴訟に至るまで、どういう費用がかかるかということについて、全部自腹なんですかみたいな話になっちゃうと、これはやはり大変なことなんで、そこら辺がスムーズにまだこなれていない。

イギリスとか多分ドイツなんかもそうだと思いますけれども、ドイツは報酬が法定されている関係があるから簡単なのかもしれないけれども、ああいう契約で細かく、あなたの費用はこういうふうに出るんですよというふうにかかれるというのは、非常に意味があるのではないかと思います。

佐瀬（日弁連リーガル・アクセス・センター委員長） 先生、イギリスの場合は、扶助だとか、それから権利保護保険についての説明義務が弁護士にありますよね。

和田（日弁連民事司法改革推進本部 司法アクセス費用PT座長） あるようですね。

佐瀬（日弁連リーガル・アクセス・センター委員長） そういう観点で、契約書にそもそも

取り入れられているということなんですね。

和田（日弁連民事司法改革推進本部 司法アクセス費用PT座長）　そうです。

だから、日本でやると、そこは努力義務ですよ。

佐瀬（日弁連リーガル・アクセス・センター委員長）　ええ、日本は全て努力義務になっていると思うんですけども。

和田（日弁連民事司法改革推進本部 司法アクセス費用PT座長）　それをしないと、何か懲戒とかって言われるのはちょっときついという話になるので、そういうものは入れられないのかもしれませんが、何かその辺スムーズに費用の設計ができる、お互いのためにも、費用の説明義務みたいなのが必要なのかなと思います。

佐瀬（日弁連リーガル・アクセス・センター委員長）　現在、LACでも各单位会の法相談センターには、この保険に入っていますかどうかという質問項目を入れてくれませんかという運動を昨年来させていただいたんですけども、どの程度実現しているのかわかりません。それ、イギリスをある意味でまねたということだろうと思います。あと及川先生、この点について、先ほど問題をいろいろ言っていましたけれども、どんな問題点を考えておられますでしょうか。

及川（日弁連リーガル・アクセス・センター副委員長）　1つは、弁護士報酬が高い低いといった場合には、そもそも弁護士報酬というのは、保険が決めるのか、それとも当事者である依頼者が決めるのかという問題があると思います。皆さんご存じのとおり弁護士報酬は、原則として依頼者と弁護士が決める、これが普通の考え方だと思います。

そうすると、保険のほうから弁護士報酬が出る場合に、弁護士報酬は保険から出るものは依頼者との関係ではどういう位置づけになるのかという、そういう問題が1つあるのかなという気がします。

ただ、依頼者との間では、弁護士報酬を仮に300万円と決めた。でも、保険からは70万円だけ出るといった場合、その70万円というのは一体何なのか。300万円の一部なのかどうかという、その辺のことをまず当事者、弁護士は認識しているのかどうか。

先ほど説明義務とありましたけれども、弁護士職務基本規程を見ると、弁護士は、報酬について説明しなければいけませんし、公助の場合、つまり法律扶助を受ける場合には、それを協議しなければならないとなっているわけです。

だから、保険に入っている場合に、保険に入っていることがもしわかったとなれば、そういうことはやはり説明する義務が弁護士にはあるのではないかと思います。もちろん、それに違

反したから、すぐ懲戒とかいう問題とはまた別問題ですが、やはり弁護士としてはそういう説明義務があるんじゃないかなという気はします。

あと、もう一つ、弁護士報酬でもめたような場合に、これは弁護士職務基本規程では、そういうもめ方をした場合には、紛議調停という弁護士会側の手続で解決してくださいというようになっているわけです。

そうすると、弁護士報酬でもめた場合には、別に紛争解決機関は必要ないということになりかねません。しかし、今度は保険自体から出る弁護士費用はどうなのか、適正なのかどうかということになりますと、それは、やはりそれに特化した紛争解決機能等を持たざるを得ないだろうと思います。大体以上です。

佐瀬（日弁連リーガル・アクセス・センター委員長） 昔ですね、かなり昔ですけども、日弁連はこの保険をつくるのに反対したんです。それはなぜかと言うと、要するに、弁護士報酬が保険会社に牛耳られてしまうという1点で反対をしたわけですけども、そういう流れがあって、だから今先生が言われてきたことは、それは報酬は依頼者と弁護士が決めるべきだということ、これは正しいと思いますけれども、現状を見ると、フランスでも同じことを言っていました。

やはり弁護士と保険会社が決めるのではなくて、弁護士と依頼者が決める、これは本筋です。だけでもというところがあるわけですね。この点、山下先生、フランスではどういう状況であったか、教えてください。

山下（大阪大学教授） そもそもフランスは、午前中の報告にありましたように、もともと保険金額自体のアマウントが低いので、一般的には訴訟になったときにはアマウントを使い切るという形になって、不足分が出てくるというふうな問題が出てきます。

それがありますので、あらかじめやはり被保険者である依頼者と弁護士の先生との間で保険を使うときに、その保険金の部分で負担する部分はここまでですというふうな説明をし、それ以上の部分は、例えば成功報酬部分でいただくかどうかという契約を結ぶというふうな形をとる話になります。

地方になれば、ほとんどの事件というのは、法律扶助とか保険関係になるんですけども、先ほど言いましたように、保険関係の部分の賄えるというのは、法律扶助よりは若干報酬がいい程度になっています。その関係で、基本的には弁護士の先生方から見ると、権利保護保険の部分しか結局報酬がもらえないというふうな部分の不満というのは実際あるようです。

だから、この部分は、やはり当事者の依頼者と弁護士の先生の間でうまく、勝ったときには

プラスアルファを報酬として加えてくださいというふうな、そういう交渉等がうまく成立しない場合には、そういうふうな形で保険の範囲内で報酬がコントロールされるという、危惧というかそういうような問題があるというような話です。

佐瀬（日弁連リーガル・アクセス・センター委員長） だから、現実問題と、こうあるべきとは多少違うわけで、やはりフランスも事件をとりたいと一生懸命にしている弁護士、それから何もしなくても事件がどんどん来る弁護士といるわけで、やはり事件をとりたいという場合には、その保険の金額でいいですよという人がいるわけですね。

そこを考えると、日弁連が、昔、30年前だと聞いていますけれども、報酬を保険会社に牛耳られると批判したようなことも当たっている面があるわけです。それをどういうふうに批判がないように制度を作るのか、やはりこういう制度というのは批判だけでは発展しないし、国民の裁判を受ける権利等の実質的な保障というものもできていかない。だから、それを考えつつどうしていったらいいんだろうという問題が、悩ましい問題としてあると思うんです。

この点、橋本さんはどう考えますか、フランスの状況を踏まえてです。

橋本（株式会社損害保険ジャパン企画開発部部長） 弁護士報酬の問題と保険の補償額、保険金額の問題は非常に難しいところだと思います。

佐瀬先生からお話がありましたように、かつて、保険業界が訴訟費用保険という形で認可をとろうとしていたときに、日弁連さんから、先ほどのような、保険会社が弁護士報酬をコントロールするような方向になるのではないかというようなことで反対を受けて、実現をしなかった。

片や、補償額をすごく高くしてしまいますと、先ほど午前中のお話で、たしか及川先生からちょっとお話が出たと思いますけれども、一、二カ月ぐらい前、新聞にちょっと載りました、ある弁護士事務所さんで、ちょっと通常よりも高過ぎるのではないかというような弁護士報酬が請求されたというような、反対のことも起こってしまうという問題がありまして、非常に難しいところだと思います。

ドイツのように弁護士報酬規定がきちりある国の場合には、もう客観的に見られますので、これはかなり訴訟費用保険という形で弁護士報酬まできちり持ってもそんなに問題は起こらないと思います。

ここで、やはり一つ考えなければならないのは、まず、この権利保護保険をつくるときに、その権利保護保険の目的は何なのかというところを原点に立ち返って考える必要がある。

まず、我が国で最初に権利保護保険、拡大版の権利保護保険です、これをつくるとしたら、

日弁連さんの前回の民事司法改革のグランドデザインにのっとってお話を進めると、民事司法制度改革の支障になっている費用問題、これを解消する。すなわち、民事司法へのアクセスを充実する。アクセスを充実するということは、とにかく一般市民の方が、弁護士先生の事務所の戸をたたき、そこまでをまずは引っ張っていこう。

その起爆剤になるものが権利保護保険の拡大版ではないかというような観点から立つとすれば、まずは弁護士事務所に出向いて相談する相談料、それと、やはりそれであれば訴訟しようというような着手金、ここまで持ってくるだけでも、相当民事司法アクセスの充実という使命はクリアできるのではないか。そうしますと、そんなに何百万円とかそういうところまでは必要ないのではないか。

それであるならば、先ほど最初に私が申し上げました弱者救済、弱者でも入れる保険。年間でも、そんなに高い保険料でなくて普及ができるという観点で整理をしていく必要があるのかなと思います。

現在、ドイツで、はっきり言って権利保護保険の理想的な形でできていますけれども、ここに至るまでには数十年かかっている。年間でも保険料は相当な額ですけれども、普及している。それをそのまま、現在の日本でというのはちょっと無理があるのかなというふうに思います。

佐瀬（日弁連リーガル・アクセス・センター委員長） 同じ問題ですけれども、應本先生はドイツの保険状況に詳しいと思うんですけれども、ドイツの報酬の法定と今言われた保険との関係ですね、それはどういうふうにお考えですか。

應本（日弁連リーガル・アクセス・センター事務局員） 午前中にも申しまして、今、橋本さんからのご指摘ありましたけれども、ドイツにおいては、弁護士報酬というのは法律で定められていますが、午前中に申し上げたとおり、一部裁判外の活動については自由化されているんです、実はですね。

いずれにしても、報酬が法定されていることによって予測可能性が高く、保険になじみやすいという面があるというのがドイツの普及を支えている基盤になっているということは確かなようです。

もう一つ言うと、やはり必要な報酬が保険で全てカバーされるというのが、ドイツの基本的な姿になっていまして、法定の報酬がカバーされるということに約款上なっているんですけれども、そういう安心感、そういうものがあるというのが、それもまた同時にドイツにおける普及の前提になっているということだと思いますので、そういう意味で、保険で一部しか出ないということについては、弁護士と依頼者との関係において、報酬、どう決めていくのかという

ことについても大きな影響を与える問題ですし、それからまた保険に入っていることの安心感という問題についても、それにも大きくかかわってくる問題ですので、そこはやはり理想形としては、全てカバーされるというのが一番いいんだろうなという気はします。

ここで、我が国について、今までの制度の運営で見えていきますと、確かに弁護士報酬規定というのが廃止されていますが、L A Cの制度の中では保険金支払い基準というものとして、一応の拘束力があるわけではありませんけれども、参考とすべき報酬基準の報酬の水準というものを一応定められているということで、一つの予測可能性を今まで確保してきたということは挙げられるのではないかと思います。

したがって、こういった今までやってきたL A Cの制度の中にも、普及条件を確保していくという仕掛けが一応あるという評価ができるんじゃないかと思いますので、この点を今後とも確保していくということが必要なんじゃないかなというふうに思います。

もう1点、現状の問題点ということで言いますと、先ほどからたびたびご指摘あるように、保険金の請求という意味で、報酬の請求、適切だということ、これが問題となってくるということで、現に新聞紙上なんかでも一部報道されているような問題がどうしても出てくる。これは保険については、モラルハザードというものがどうしてもつきものなので、そういうものが出てきているということなんですが、ここをいかに適正にしていくかということも一つ課題になっていくのかなという気がいたします。私のほうからは以上です。

佐瀬（日弁連リーガル・アクセス・センター委員長） ドイツの場合は、報酬が法定化されてはいますけれども、訴訟制度時代が職権主義ですよ。だから、職権主義で弁護士の役割がどの程度違うのかということ、なかなか難しい論点だろうとは思いますが、たてつけがそういう意味では大分違うんだろうという気がするんです。

裁判官が、あれ持ってこい、これ持ってこいというふうに言える訴訟形態と、弁護士のほうが持っていかなければいけない、裁判官は基本的に持ってきたものを裁くという訴訟形態、この違いというのはそれに影響するんでしょうか。

ドイツの場合は、たしか原告も被告も、報酬が法定されていますから報酬額が一緒ですよ。同じ訴訟に、例えば原告、被告でかかわっていれば同じということだろうと思いますけれども、その辺、先生いかがお考えですか、その訴訟形態との違いが影響するものでしょうか。

應本（日弁連リーガル・アクセス・センター事務局員） ちょっと想定していなかったのですね。あれですけれども、今の議論は、保険化するに当たっての予測可能性の問題なので、そういう意味では、ある一定の基準があるということが大事なんだろうと思いますので、訴訟の運営の

実態面がそこに影響してくるのであれば、考えなければいけないところだと思いますけれども、一応我が国においても一般的な着手金、報酬金方式の場合は、経済的な利益の一定割合という形で定めるのが通常だと思いますから、そういう意味では、ある程度の予測可能性があるという意味ではあるのかなという。

確かに当事者の、つまり当事者というのは、弁護士の活動がさまざま変わり得るという面はあるにしても、そういう報酬の定め方をしているということからすると、ある程度の着手金、報酬金方式をとる場合は予測可能性がある。

他方、ちょっと問題なのは、タイムチャージということになってくると、いろいろ変わってくる、事件によって多様なものが出てくる可能性があるという意味では、やはり難しい面があるのかなという気はします。

佐瀬（日弁連リーガル・アクセス・センター委員長） ドイツの場合も日本と同じに事件から考えられる経済的利益でもって弁護士報酬というのは計算されますよね。

應本（日弁連リーガル・アクセス・センター事務局員） そうですね。

佐瀬（日弁連リーガル・アクセス・センター委員長） だから、そういう意味では日本とドイツというのは似ていて、予測可能性という意味では、保険を考える上においては、類似な点があるんじゃないかというふうに聞いてよろしいのですね。

應本（日弁連リーガル・アクセス・センター事務局員） そういうふうに私は考えております。

佐瀬（日弁連リーガル・アクセス・センター委員長） だから、タイムチャージをとる、イギリスの、先ほど、いろいろ報告ありましたけれども、和田先生、3億円でしたか、3億円とる事件について20億円と言いましたか。

和田（日弁連民事司法改革推進本部 司法アクセス費用PT座長） いやいや、3億円ぐらいなのに10億円ぐらいとっちゃうという話です。

佐瀬（日弁連リーガル・アクセス・センター委員長） タイムチャージだと、経済的利益以上に報酬額が上回る場合がある、それも保険で出ているということですよ。

だから、大変なことだろうとは思いますが、そのほかに、弁護士報酬の適正さ以外、今出たという問題は、弁護士がそもそもこの制度を知らないという問題、先ほど出ていましたよね。だから、依頼者が来たときに、知らない制度ですから説明できていない。できていないとすれば、この保険に契約しているにもかかわらず使われていない可能性があるという問題がありますよね。



通常、交通事故であれば、責任保険の場合であれば、保険会社に連絡しなければということ、皆さん考えるわけでしょうけれども、自分がその保険に入っているか入っていないかわからない、そういう時点で弁護士が伝えないと誰が伝えるんだということになるわけです。その辺の問題は残っている。

これが、だから、弁護過誤にならなければいいんですけれども、今それほどの議論はないですけれども、将来的にこの保険が普及すればするほど、そういう説明を誰がするのかという問題点は出てくるんでしょうね。そうすると、やはりイギリスのような説明義務ですが、どこかで、弁護士会の規則なのか法律なのかわかりませんが、その辺は出てくる可能性というのはあるというふうに考えていたほうがいいんですかね。

そのほか、今現在の問題点というのはどういう問題点がありますでしょうかね。

應本先生、委員会で随分長く議論していますけれども、應本先生のほうが、その費用についてはいろいろやっているものですから、ほかにどんな問題点が委員会ではあったんですかね。

應本（日弁連リーガル・アクセス・センター事務局員） これは報酬の定め方については、例えば経済的利益も、着手金を定める場合の経済的利益の計算の仕方というのはよく問題になるところで、例えば、自賠責の部分を含めるのか含めないのかとか、既に相手方から、しかも保険会社がついている場合に提示があった金額、これは経済的利益の中からは引くのかというようなことがよく問題になっていたと思います。

あと、もう一つ、現状は余り問題になっていないんだけれども、今後問題になってくるだろうというようなことについては、冒頭、佐瀬先生のほうからもありましたけれども、交通事故だと、事故があったかどうかというものは問題にならないという話があって、余り問題にならないというのは、明白なので問題にならない。

ただ、例えば労働事件だとか、いわゆる法律的に言うと、継続的な契約関係がある場合に、紛争というのはある日突然始まるわけではなくて、いろいろ経緯、いきさつがあって紛争が始まる。

例えば、労働事件なんかで言うと、何か従業員が遅刻とか欠勤をしがちになって、ある日突然首になりましたというようなこともあるわけですが、そのときに、遅刻しがりになっているから保険に入りました。それで、首になりそうなので保険に入りましたとあって、案の定首になって、では保険金請求しますという場合に、それは果たして保険金請求を認めるべきなのかどうなのかとかいうような問題があると思います。

また、これは家族法の分野で言うと、離婚なんかというものも、もめごとがあって、では、

そろそろ離婚を考えようかなと思って、では保険に入りました。その費用を保険で払うのかというような、そんな問題も何か出てきそうな気がします。

佐瀬（日弁連リーガル・アクセス・センター委員長） 将来的な問題にと移っているようなので、これから将来的な問題も少し聞いていきますけれども、その前に、委員会でいろいろ話していることの一つの情報として皆さんにお伝えをしておきたいと思ったことがあるので言っておきます。経済的利益において、自賠償請求や保険会社の示談案の額を引かなければいけないというのは、これはもう委員会の中の統一的な見解ですけれども、裁判になったときどうなんだという問題があります。

自賠償請求をしていないで、又は保険会社の示談案を受け入れずに裁判を提起し、その裁判のときの答弁として、全部について棄却を求める、一部ではなくてですね。その場合は、全てが争いの対象となっているので、経済的利益を計算するとすれば全部が経済的利益ではないか、そのために着手金の計算上その請求の全部を基礎として経済的利益を考え、請求してもいいんじゃないのということを、今のところ委員会で検討しています。

だから、そういう意味では、責任保険会社の代理人というか、事実上加害者の代理人になっている先生の答弁の仕方というのは、この保険によって、将来的な答弁内容が保険の影響によっても変わってくるのかなという気がしないわけではないんです。

例えば、2,000万円請求できる、だけれども、自賠償でもって1,500万円くらい出ますよといった場合に、それが出るのでそういう答弁をしました。あと500万円部分について争うといった場合には500万円ですよ、500万円が経済的利益になる。だけれども、今の場合は自賠償関係なしに、皆さん、全てについて棄却するというをやっているのが通常ですから、そうすると、全て2,000万円は経済的利益となるのが、訴訟における経済的利益の考え方として普通ですよ。

この辺の問題点というのは、ただ、委員会としては、自賠償請求を先にやってください、保険の請求をしてください、保険請求の手続費用は出すので、それをまず先行してくださいというのが、委員会の統一の見解にはなっているわけですがけれども、今言ったような事例も考えられなくはない。

例えば、自賠償は出ている、訴訟でそれは因果関係がない、それから事故ではなかった、過失が違ふというようなことを争えるわけですから、当然加害者の代理人の先生は、そういう答弁をしても構わないわけですが、その答弁の仕方が、弁護士報酬にも影響してくるんだという影響が弁護士保険についても今後出てくるだろうなというふうに思っているというこ

となんです。

これは、つい最近になって、委員会でこういう見解も出ているところですので、一応紹介しておきます。

それを踏まえてというか、今後、そういう問題点がある中で、将来、他分野、いろいろな分野を保険でやっていく。例えば、さっきの離婚の問題、労働の問題、先ほど言ったように、いつが事故日なんだ、保険事故が起こったと言えるのかというのは、結構難しいんですよという話がありましたけれども、そのほかどんなことが考えられますか。分野が広がる上での問題点という点に関してです。

これは先ほど橋本さんが言われたと思うんですけども、弁護士の専門性の問題も言われていたと思うんです、いろいろな問題点について指摘できればお願いします。

橋本（株式会社損害保険ジャパン企画開発部部長） そうですね。現在、権利保護保険については、自動車保険の弁護士費用特約という形で、自動車事故に関する弁護士費用だけを担当するという形が主流になっていますけれども、これを拡大するとなるといろいろな問題が出てくると思います。

例えば、権利保護保険というのは、まずは取っかかりは弁護士先生に相談した日、これが保険に入った日より後じゃないと保険は持たない。当然これは皆さんご理解いただけると思いますけれども、初めからそれを前提に保険に入ると、これはみんな保険で請求するという形になるので、まず弁護士先生に相談するのが、保険に入った保険始期よりも後というのが、まず大前提。

それと同時に、その相談の案件、トリガーになる事故というんですけども、トリガー、すなわち引き金になる事故、例えば、労働問題、先ほど應本先生から出たパワハラとかセクハラとかそういうものが、いつ起こっていたのか。それから、相続を、遺産分割を持つ場合、これなんか明確なんです。

自動車事故の場合は、どかんとぶつかったのはいつかで、これは明確なんでいいです。それから相続の場合も、お父様が亡くなったのがいつか、これも明確ですから、相談の日と相続の起こった日、両方とも保険始期よりも後でないと持たない。

ところが、わかりづらいのは、例えば労働問題、パワハラ、セクハラがいつから起こっていたか。それから離婚、もし持つとしたら、離婚を持つとしたら、いつからそういう不仲な状況が起こっていたのか。これは、もう最終的には本人じゃないとわからないという部分があると思うんです。

ですから、先ほど山下先生のご報告にもあったように、欧州では当初離婚なんか持っていたものが、ほとんどのところが持たなくなった。特定の高額な保険だけ持っているのがあるというお話で、そういう問題があつて持たなくなったというものもあるかと思ひます。

ですから、そういう意味で拡大をしていくと、先ほど佐瀬先生がおっしゃつたように、いろいろな問題が起こつてきて、一番大きい問題は、そのトリガーとなる事案がいつ発生したかというの大きい問題になってきて、それがわかりやすい交通事故とか相続とか財物障害事故なんかの場合には簡単にわかるからいいわけですがけれども、わからない離婚とか労働問題とか、いろいろな嫌がらせとかそういう問題については、わからない部分については、これは弁護士先生と当事者との相談の内容で判断していくしか、保険会社としてはないと思ひます。

そういう意味で、この保険というのは、一番最初に申し上げましたように、保険会社だけでは制度として運営できていない。日弁連さんを初めとし、弁護士先生ときっちり車の両輪として成り立っていないと、それこそ途中でこの保険制度が崩壊する、もともとそういう種があつた人だけが保険に入ってしまう、これでは当然破綻します。そういう状況になってしまいますので、その部分というのは、本当に保険会社と弁護士先生、日弁連さんとの密接な連携ができないと、この権利保護保険の拡大版というのは非常に難しいのではないかというふうに思ひています。

佐瀬（日弁連リーガル・アクセス・センター委員長） ありがとうございます。

先ほど話したとおり、橋本さんは、この保険というのは、保険金を出せばいいという商品ではなくて、要するに、法的サービスを提供するというのが目的の保険です、そのための保険金です。だから、法的サービスという目的が得られなければだめなので、もちろん今言われたように保険会社だけではできないんです。

これが骨子で今の発言になつたと思ひますけれども、そうすると、先ほどトリガーというのはいつ生じたのかということ。例えば、弁護士がいろいろ事件をやっていく上で、過去のことをずっとさかのぼつて聞いていく。これもっと前、保険に入る前にあつたねということがわかつた場合、弁護士はどうすべきなのでしょう。それをきちんと報告すると保険がおりないというような事案が生じてくるわけです。

そうすると、それを正確に保険会社に報告をすると保険はおりない、自分の報酬ももらえない、依頼者から直接もらわなければいけないということになって、その弁護士にそういう義務を課さなければいけないのでしょうか、どうなのでしょう、その辺は。

橋本（株式会社損害保険ジャパン企画開発部部長） そういう弁護士先生と保険会社と信頼

関係のもとに、この制度は成り立つんだと思います。

佐瀬（日弁連リーガル・アクセス・センター委員長） やはり弁護士はうそをつかないということですかね。

橋本（株式会社損害保険ジャパン企画開発部部長） もう、そういう前提に立って、保険会社としてはこの保険をつくっていくんだろうと思っています。

佐瀬（日弁連リーガル・アクセス・センター委員長） そうすると、その辺のことも考えながら、弁護士としては委任契約、報酬契約等も作成しなければいけないということになるわけですかね。

だから、こういう保険があるから、必ず何でもかんでも費用を賄えるというのではなくて、やはりこれは一つのシステムだから、そのシステムから生じている長所は享受するとしても、短所もあるんだということを十分わかった上で取りかからなければいけませんよということになるんですかね。

和田（日弁連民事司法改革推進本部 司法アクセス費用PT座長） イギリスの保険会社に尋ねたとき、そういう労働契約なんかで継続的に問題を抱えていた人が、いよいよ突発しそうだから保険に入っちゃった。危ないから保険に入っておいて、解雇だと言われたときは、それは除くんだと、それは保険会社で審査して除くと言っていました。

それで、ただ紛争の実際形態、僕も労働事件やりますけれども、ずっと遅刻したり、業績成績不良ということなんだけれども、酔っぱらって次の朝、酒のにおいがして社長に説明したら、酔って出てきたらだめだとか言って怒って解雇というときに、それを後から争っていくと、酔っぱらったから解雇だ、それは無効だと言ってやっていたのに、もう裁判になったら、向こうは、前から遅刻していたとか、ぶっ倒れていたとか、何かいろいろな成績不良だったとかいろいろなこと言ってくるわけです。だから、そういう争いが一般的だと思うんです。

そういったときに、争いがある分野の相談は保険で賄ってあげないと、前から続いていたんだ、弁護士が潔癖に解雇の原因は前からあったからそれは適用外だと言わなければいけないようになったら結構難しいですよ。

だから、ある程度争いのあるところは、グレーゾーンは仕方がないけれども、そこは相談はカバーできるとか、それから交渉事まではカバーできるとか、場合によっては調停はカバーするとか、訴訟になると厳しくなるよ、そこは審査が、費用がかかるからということで、そういう段階的な費用の出し方もあると思うんです。

イギリスも、前は離婚でも訴訟費用を出していた保険会社もあると言っていましたけれども、

やめたんだと言っていました。ものすごく財産分与の金額高いし、ものすごく大変なのでやめたと言っていましたけれども、法律相談はサービスしますと言っていました。

だから、法律相談や例えば交渉で、調停なんか行かないで円満に解決しましょうという手紙ぐらい出して終わるような場合の弁護士費用を出してあげるとか、保険会社が拡大してくれるなら、争いのある相談の分野とか交渉とかその辺のところは、十分労力に見合う保険金を設計していただけると、安心して取りかかれるのかなという気はするんですけども。

橋本（株式会社損害保険ジャパン企画開発部部長） その辺は、個々の保険会社がこれからそういう商品をいろいろと検討する中で、約款の作り込みの中のきめだと思うんです。

先ほど、私、申し上げたのは、原則論としてはそうとしか申し上げられませんが、この保険というのは非常に判断の難しいところがあります。ですから、何もかもだめだめと言ったら、全然商品として受け入れられません。逆に何でもいいいいと言ったら制度として破綻します。

そこをどこで兼ね合いを持つかというのは、商品約款の作り込み。抑止力を持たせるために、自己負担額である免責金額を設定するでありますとか、保険の効力を出すのを一時抑制する待機期間を持つ。離婚なんかの場合、待機期間持つというのは、よく手としてやるわけですけども、そういうものを約款の商品の作り込みの中でつくって、加入者にとっても、真っ黒はだめですけども、灰色の部分で限りなく白い部分は、何とか弱者救済という意味で救えるような商品の作り込みができればいいのかなというふうに思います。

佐瀬（日弁連リーガル・アクセス・センター委員長） 原則論としては、先ほど言ったように、長所、短所と結構厳しい面があるけれども、それは保険商品の作り込みの中で、各社それぞれということになるのかもしれませんが、工夫によって緩和することはできるということですかね。

だけど、原則論はやはり変わらないですよ。問題は、どこでそういう折り合いをうまくスムーズに動くためにつけていくのかをお聞きしていいでしょうか。

橋本（株式会社損害保険ジャパン企画開発部部長） 欧州の保険事情と日本と決定的に違うところは、日本は、今でも当局、金融庁に対する商品の認可をとらなければなりませんから、その辺がいいかげんですと商品認可がありませんので、きっちりとしたその辺の説明責任を果たさなければいけませんので、その辺はかなり厳格に決めなければいけないというふうに思います。

佐瀬（日弁連リーガル・アクセス・センター委員長） 私ども、TPPの関係でも、この委員会として意見を述べたんですけども、日本と保険の分野でのTPPの関係はどうなんです

かね、その分野での自由化の関係を、もしご存じであれば、山下先生にちょっとその辺をお聞きしたいんですけども。

日本だって結構自由化される可能性は残っているわけですよ、いまだに。だから、この辺のせめぎ合いがどうなっているのか、わかればちょっと教えてほしいなと、今、思ったんですけども。

山下（大阪大学教授） やはり外圧がありまして、許認可関係の問題もあって、それが参入障壁になっているんじゃないかというふうなことで、事後的な紛争処理に移行してはどうかというふうな、外圧というのはあるかと思います。そうすると、とりあえず商品をつくって自由にやらせて、何かあれば事後的にその処理をするというふうな考え方もあるんだろうと思います。

そうすると、海外の保険会社がかなり進出してくると、この分野の保険というのは、例えば、フランスでいけばアクサがかなりのシェアを持ってまして、最上級の保険というのは、離婚、相続も全部カバーできるという形で、3年とか2年の待機期間後であれば、基本的には契約締結後の紛争だというふうな処理をしていますので、そういうふうな外資の保険会社がかなりのシェアを占めるというふうなことも当然覚悟しなければいけないような事態が起こるかもしれないというふうには考えています。

佐瀬（日弁連リーガル・アクセス・センター委員長） まだ、不透明なんですかね。

ただ、やはり日本の金融庁もそこまで自由化するかということ、かなりあり得ないんじゃないかな。今の感じを見るとそう思えるんですけども、これはわからないことを議論してもしょうがないので、そういう問題もあるということです。ただ、それがもしTPPで自由化が進めば、相当な影響があるということでしょうね。

この辺で、大体2時ぐらいになったので、会場のほうからいろいろ質問、それから、こういう点も問題なんじゃないかというものがあればお聞きをしたいと思いますんですけども、いかがでしょうか。

できれば、お名前と弁護士の場合は弁護士会とおっしゃってください。

高野（新潟県弁護士会会員） 2点教えてください。最初に弁護士会の旧報酬規定についてですが、保険会社の立場からはどう見えていますか。

橋本（株式会社損害保険ジャパン企画開発部部長） どういうふうかというと、現在は、基本的には新たな保険会社の査定部門がお支払いするときには、以前の報酬規定を原則というか、そういう形でさせていただいておりますので、尊重させていただいているというスタンス

だとは思いますが。

高野（新潟県弁護士会会員） もう一つですが、我々は、交通事故の被害者代理人として刑事公判に参加することが何度もありました。当事務所内では、代理人活動の範囲ではないか、LACの対象ではないか、という意見がありますので、保険会社の立場をお伺いします。

佐瀬（日弁連リーガル・アクセス・センター委員長） 今の問題については、司会をやっている加納先生に答えて貰いましょう。というのは、委員会でも費用問題の一つとして、弁護士費用はどの範囲まで出るのか、という問題がかなり大きな問題としてあるんです。

皆さん、余り意識されていないと思うんですけども、例えば、外国人の交通事故やりました。外国人、例えば、英語ぐらいだったら何とかなるけれども、例えばネパール人でした。ネパール語でやらなければならない。ネパール語ができる弁護士、多分1人いるかいないかぐらいじゃないかと思うんですけども、そのネパール人が、ネパール語の出来る弁護士に全部頼むわけにはいきませんから、その通訳費用はどうなるんですか、という問題があります。

どこの保険会社も、裁判で証人尋問、本人尋問をするときの通訳費用は保険で出ますというのが回答です。ただ、その依頼者と話す、依頼者と打ち合わせをする通訳費用が、出る出ないというのは、これは各社各様で、出ないという会社のほうが多いと思います。だから、この辺の費用問題というのは現実には結構大きな問題ではあるんです。

加納先生、先生が回答を考える時間はとったと思いますので、よろしく願いいたします。

司会（加納） すみません。報酬関係を担当させていただいております加納と申します。

どの範囲で保険の適用があるのかについては、委員会で上がってきたものを随時まとめては保険会社のほうに、協定各社のほうに質問をいたしまして、それを取りまとめるという作業を行っております。

ただ、保険会社のほうから、開示、公表は控えてほしいとおっしゃる会社もあるものですから、各社がこのような扱いになっておりますという、保険会社名を出した形でのまとめはできないんですが、会社名はなくてまとめた形で、これから皆様にお示ししていきたいとは思っております。

先ほどご質問のありました裁判員裁判への参加という点なんですけれども、基本的には、大きく民事と刑事で約款上の考え方として分かれるということで、各保険会社のほうで刑事事件に対して支払いをするということは、今のところはないということになりますので、刑事事件への参加という形では、保険の支払いはできないという形になっているかと思えます。

従前は、ニッセイのほうで、リーガルプロテクトという女性の権利保護ということで、スト



カー被害対策の保険がございまして、そのときは、刑事告訴等についても支払いをするという約款があったので、それに対応する基準をLACでも設けておりましたが、この保険が現在商品としても売らないという形になっておりますので、これについては今のところ刑事事件の手續に対して保険の出るものはないということで理解をしております。

佐瀬（日弁連リーガル・アクセス・センター委員長） 加納先生、ありがとうございました。

この問題、今どこかで我々も、どこまでどういうふうに費用が出るのかということは、公表しなければいけないだろうなというふうには思っているんですけども、いろいろな費用がたくさんあるんです。だから、それをどこかの段階でまとめて、各社公表、1社でも公表してほしいというところがあれば、保険会社名は出さないという約束をしていますので、それで回答いただいていますので、ちぐはぐにはなるとは思いますけれども、出るところ出ないところがありますというような回答だとか、それから、これは全社、例えば協定会社であれば全社出ますというような書き方だとか、そういう書き方で皆さんに提供しようと思っています。いつ提供できるかはお約束できませんけれども、それは今まとめている最中だというふうにお考えいただければと思います。

高野（新潟県弁護士会会員） 犯罪被害者代理人の被害者参加活動には権利保護保険が出ないとか、保険会社で出たり出なかったりすると、刑事事件の当事者である被告人と犯罪被害者との間でアンバランスが生じませんか。被告人は、刑事弁護や弁護補償で法テラスにより、弁護人や代理人費用の支援が受けられます。ところが、犯罪被害者は弁護士費用を自分で調達しないといけない。法テラスの支援内容、同扶助要件、被害者参加の代理人費用を権利保護保険の対象とする場合の要件と制度設計など、できるだけ、加害者側と被害者側で弁護士費用の調達に格差がないようにしないと。

佐瀬（日弁連リーガル・アクセス・センター委員長） これは公的な扶助とは違うので、私的な、先ほど橋本さんがまとめられたように共助というものですから、これは約款のつくりよによって幾らでもできるわけですよ。

だから、我々としては、少なくとも協定会社に対しては、そういう問題意識は投げかけています。だから、協定会社でも考えたことがないという問題もあります。だから、そこについては、今後どういうふうにそういうものを取り入れていくのか、取り入れないと判断するのか。これはやはり保険会社に考えていただくという姿勢をとって、こうしてほしいという我々の希望は申し上げますけれども、あくまでもこれは、やはり商品の設計は保険会社にあるわけですから、各保険会社の制度が違っていてもこれは仕方がないというふうに思っていますので、

その辺の理解はしていけないと、保険会社のそれぞれの独自性を認めないということになっちゃいますから、何とも難しい問題であることは間違いないと思います。

橋本（株式会社損害保険ジャパン企画開発部部長） そういう意味では、権利保護保険を拡大していくと、弁護士任意費用というのをどこまで弁護士任意費用というんだと。例えば鑑定料をどうするんだとか、先ほど佐瀬先生のお話が出た、外国人が当事者になった場合の通訳料をどうするんだとか、いろいろ出てくると思います。

その辺については、まさに約款のつくり込みで、もうきめでやっていくしかないと思いますので、そこについて保険会社によって差異は出てくるとは思いますけれども、先生おっしゃるように、明確にしておかないといけないんだろうな。日弁連さんのほうからも要望事項を出していただいて、極力余り会社によってでこぼこがないほうが、利用者としてはいいんだろうなというふうに思っております。

佐瀬（日弁連リーガル・アクセス・センター委員長） 高野先生、本当にいい話題をありがとうございました。

應本（日弁連リーガル・アクセス・センター事務局員） 今の、もともとご質問のあった刑事事件に対する被害者参加の点については、ドイツの状況としては、従来、「被害者権利保護」という名の特約的な位置づけで、各社で別途割増保険料を払ってカバーを提供するというようなことを従来やってきていました。ドイツの場合、保険約款というのはドイツ保険協会の標準約款、業界ベースでつくったものがありまして、それを参考に、各社がアレンジして使うというようになっているんですけれども、去年の標準約款の改定で、標準商品として被害者参加というものも業界ベースの標準約款の中に入ってきたところですよ。

そういうことですので、その辺はドイツなんかにおいても、最近になってそういうことで強化されてきたというようなことだと思います。情報提供として申し上げます。

佐瀬（日弁連リーガル・アクセス・センター委員長） あの制度もドイツから来た制度で、約款のほうが多少おくられているということですか。そういう意味では、やはりしようがないのかな。

應本（日弁連リーガル・アクセス・センター事務局員） まず各社の対応が先行して、ある程度普及した時点で業界ベースの標準約款には取り入れられるので、どうしても後追いになっているのかと思います。

佐瀬（日弁連リーガル・アクセス・センター委員長） そのほかにありますでしょうか。

司会（加納） 先ほどのちょっと1点補足なんですけれども、被害者参加のほうは刑事手続

ということで出ないんですけれども、損害賠償命令制度のほうは、約款の適用がありまして、支払い可能ですので、そこはちょっと区別して。損害賠償請求に関する形になりますので、こちらのほうは支払い可能です、ということで、すみません。

佐瀬（日弁連リーガル・アクセス・センター委員長） 今の協定会社だということが前提ですよ。はい。

協定会社以外のことは我々全く調べていませんので、その点はご了承ください。

そのほかに。

小泉（高知弁護士会会員） 高知弁護士会の小泉と申します。

弁護士のLACの件で、協定している会社と協定していない会社がありますよね。この協定している会社、協定していない会社、保険会社はどういうことを考えて協定したり、協定しなかったりするののかという点と、協定することとしないことによって、大きな違いがあるかどうか、そんな点を教えていただけませんか。

佐瀬（日弁連リーガル・アクセス・センター委員長） これは保険会社のほうに聞かないとわからないですけれども、大きな点で一つ違うのは、登録弁護士制度を保険会社は持っているところがあります。

このLACの委員会では、登録弁護士制度は違法だというふうに考えているということです。というのは、有料の弁護士紹介に当たるということで解釈しているんです。

ただ、責任保険の場合には、これは保険会社が、そもそも金を払わなければいけないというところから、自己弁護というんですか、自己を弁護するに類するようなどころがあるので、違法とまで言えるかという問題があるということで大きく言っていない。

ただ、弁護士保険の場合には、そういう責任保険で自分のお金を払うという問題ではありませんので、有料の弁護士紹介に当たると委員会では判断しています。ただ、これ日弁連の解釈で、日弁連がこう言っているということではありませんので、まだ委員会限りでの判断とお考えください。

だから、委員会としては、登録弁護士制度をやめていただかなければ、協定会社にはしませんという姿勢ははっきりしています。だから、この点で協定をしないという会社、保険会社があることは間違いありません。

それから、そのほかの点でどう考えて、何をメリット、デメリットと考えているのか、保険会社のほうからの情報がないのでわかりません。

それから、我々が考えている協定会社のメリットというんですか、メリットは、要するに自

分のところで登録弁護士制度的なものをそろえなくていいということです。

はっきり言えば、先ほど橋本さんはメーカーだと言いましたけれども、メーカーではなくて商社、保険会社が商社になって、例えば、それを下請会社、保険を引き受ける会社があればいいわけです。自分は販売だけしていけばいい。そうしてやってくれるのは弁護士会だ。いわば、自分のところは商社的機能であったって成り立つんです。だから、そんなに大きな資本がなくてたってできるんです。いい商品さえ開発していただければ、どんどん売れるのではないですかというメリットがあると思います。

それから、もう一つは、今、日弁連では、協定会社に対して各単位会がそれぞれ弁護士を紹介しているわけですが、昔はやらないという単位会があったんです。今は全国の単位会がやるということになっています。そこで委員会としても委員が全部、全国の単位会から最低一人入っていますので、その意味では全国どこでも紹介が出来、L A Cとの関係を保持できるということです。

ただ、特定の非協定会社の保険会社のことを言えば、登録弁護士制度を持っていても、少なくとも全国あるというところはある得ないと思うんです。そういう意味では、全国どこで生じた事件でもその場所での弁護士を紹介できる機能を持っているというのは、この協定会社の強みだろうと思います。さらに、報酬の問題を始めとするいろいろなトラブルが想定されるわけですが、現在は、紛争の数が少ないということが一つと、それから、その紛争の件数も、まだ今はそれほど大きくなっていないというところでしょうけれども、問題があれば、このL A Cという委員会で見解を出して、そして、それで弁護士さんにお伝えをする、ないしは保険会社がお伝えをするということで、ほぼ解決ができています。だから、結論として非常識なものとはなっていないというのが現状だと理解しています。

だから、先ほど、話題で出た新聞に載っている非常識な報酬の案件というのは、協定会社の案件ではありませんでした。これは確認していると言えるのですが、少なくともL A Cで関係しているところは、そういう外に出てどうにかなるということは、まず余りない。ゼロではないとは思いますが、ほとんど何かあれば、L A Cで解決できているという現状があると思います。そういうメリットは協定されている保険会社・団体にもあると思います。

山下（大阪大学教授）先生、協定を結んでいない保険会社の方ともちょっと知り合いがおりまして、なぜ協定を結んでいないんですかというふうな雑談めいた話をしたときに、一つは、もしその紹介した弁護士の先生にやはり問題があったときに、依頼者からその弁護士の先生に苦情を言うとか、弁護士会に苦情を言うというのであればそれはいいんですけども、そうでは

なくて、保険会社のほうに苦情が来るというふうなことはちょっとたまったものではないという事で、その一定の弁護士の先生の質というのを確保したいので、我々が知っている弁護士の先生をそのクライアントさん、被保険者さんが知らない場合は、この分野ではこの先生が安心できるのでどうですかというような、そういうこともやっているというふうな弁明等をされている会社もあります。

佐瀬（日弁連リーガル・アクセス・センター委員長） これは、あとで話さなければいけない大問題、弁護士会側として弁護士を紹介しているわけですから、これは協定上もちょっと正確な文章は忘れましたが、適正な弁護士紹介と言うのかな、要するに当該事件に適した弁護士を紹介する体制作りを努めるという協定内容になっているために、適した弁護士をどうやって紹介するのかという大問題があるわけです。痛いところを突かれていますけれども、今後、だからそれについて、交通事故であればある意味でできていると私どもは思っているんですけれども、その紛争分野が広がった場合にどこまでできるのか、これは本当に大問題ですねというのが我々の認識です。

橋本（株式会社損害保険ジャパン企画開発部部長） よろしいですか。私は協定会社の一社としての立場と、業界全体の立場と両方でお話し申し上げているので、こうこうこういう理由でこういう会社は入っていて、こういう会社は入っていないというのはちょっと申し上げにくいんですけれども、佐瀬先生が最後におっしゃいましたように、今の自動車保険でさえ、そういう保険会社2つに分かれているということがございますので、これが拡大版になったらもっと差は出てくるんだろうな。

それで、最初に申し上げましたように、この権利保護保険というのは限りなく現物給付に近いと思います。自分自身が満足のいく法的サービスが得られたらそれでオーケーだと思うんですね。そういう意味でいい弁護士、非常に口幅ったい言い方になりますけれども、満足のいく先生をご紹介いただけるかどうかというのが、その保険商品のよさにも、いいか悪いかの評価にもなってくると思いますので、保険会社によっては、いや、そういうものもあるから英国にあるようなパネル・ソリシタ制度を自分のところで作るみたいな保険会社も出てくる可能性もあります。

本来、私個人としてはそうあるべきではないと、やはり日弁連さんの運営しているLACのような組織で、特定の事務所にそういう案件が偏るようなものではあってはならないというふうに思っておりますので、ただそのためにはやはり弁護士先生の質と申しますか、満足のいく法的サービスをあまねく弁護士先生が提供できるような仕組み、それから迅速に紹介できる制

度，これが必要ではないかなというふうに思っております。

回答にはなっていないと思いますけれども，これが理想ではないかなというふうには考えております。

佐瀬（日弁連・リーガル・アクセス・センター委員長） 小泉先生，よろしいですか。大変難しい問題を言われて，これは本当に頭の痛い問題ではあるわけですが，そのほかにありますでしょうか。

橋本氏（一般参加者） 損害保険ジャパンの橋本と申します。私は，保険会社の保険金をお支払する部署の者なんですけれども，日弁連さんにお伺いしたいことが一つあります。

非常に実務的なことで申し訳ないんですけれども，今，現場でどういうことが起こっているかと申しますと，お客様が弁護士費用を使ってどこに行くかというところ，L A Cでもなく顧問弁護士でもなく，やはりインターネットやテレビでCMをしているそういうところに行くんですね。先ほどの質の確保という問題がありましたけれども，そういった事務所の対応に問題があることが多く，特に弁護士報酬の請求方法がひどいです。先ほど日弁連の委員会の見解で，経済的利益から自賠責を引くかどうかということがあったんですけれども，お客様が弁護士に委任する前に保険会社が払った治療費，休業損害などの既払いを含む損害額全てに対して26%をかけてくる。自賠責を引く引かないの以前に既払い金にまで成功報酬という名のもとにかけていいのかどうか，そこを日弁連さんの見解をお伺いしたいと思います。

佐瀬（日弁連・リーガル・アクセス・センター委員長） これについても，日弁連の見解というのは出せないんですけれども，委員会としての結論は出していて，少なくとも委員会としては，弁護士報酬というのは，要するに弁護士が行った法務手続，法務活動についての対価ですから，その対価，要するに活動していないものについて対価はないというのが原則だというふうに考えています。

だから，今言ったものについて，例えば1,000万円請求したいけれども，そのうちの400万円については既に保険会社から支払いを受けていますというものについて，じゃあその400万円も含めて1,000万円の26%が正しいのかどうか，これについては正しくないというふうに，原則的にですよ，特殊な理由がない限りは正しくないというふうには思っています。だから600万円かける26%はいいんでしょうけれども，パーセンテージはこれはお客さん，依頼者と弁護士さんとの関係で，それも高いなとも思うんですけれども，それはある意味で自由な契約の範囲だということでしょう。ただその自由な契約の範囲全てが保険会社の約款上認められるかどうか，これはまた別の話だろうと思いますよね。

そこは約款上どう制限されるかという問題がありますけれども、少なくとも弁護士報酬を請求できるかできないかという部分については、LACとしてはできないというふうに考えていますということです。

橋本氏（一般参加者）　ありがとうございます。もう1点、すみません。先ほどの事務所の関連で、お客様にどういう対応だったのか確認したんですけども、最初から最後まで弁護士と一度も話をしませんでしたと、ずっと事務員が出てきて最後までしてもらいましたと、これは法的にはどうなのでしょう。

佐瀬（日弁連・リーガル・アクセス・センター委員長）　その先生の所属している弁護士会にちょっと連絡をして、このような対応がいいんでしょうかと言っていた方がいいですね。特に非弁取締委員会的な部署では、非弁というのは弁護士でないものが弁護士活動をしていいんですかというようなことを検討する委員会が、各単位会に必ずと言っていいほどありますから、そういうところに相談していただいた方がいいなというふうに私は思います。ここで議論するには荷が重すぎるというふうに思います。

橋本氏（一般参加者）　ありがとうございました。

山下（大阪大学教授）　東京地判平成25年8月26日金融・商事判例1426号（2013年10月15日号）54頁のコメント等にもそういうふうないかがわしい場合にはこういうふうな手段があるというふうなことが、記載されていますのでそれをご参照いただければというふうに思っております。

佐瀬（日弁連リーガル・アクセス・センター委員長）　それでは、ちなみに私もそのほかのことを言いますと、これは一部の事務所では、例えば弁護士保険のお客さんが来たときには報酬規定がそもそも違っていると、高くなっているという事務所があるというふうに聞いていますけれども、これもおかしいのではないかと。違法と言えるかどうかはわからないけれども、少なくとも委員会ではおかしいと、違法の可能性はかなり強いというふうに考えているということとは、とりあえずお伝えしておいてもいいのかなというふうに思います。これについては、弁護士報酬についても各弁護士会でもってそういう委員会がありますので、できればそういうところできちんとした手続をとっていただきたいというふうに我々は思っています。

よろしいでしょうか。そのほか何か、今保険会社のほうの橋本さん、両方橋本さんなんですけど、から実務的なご相談ということでしたけれども、そのほかに何かあれば。

ありませんかね。それでは、ちょうど時間的に我々は35分に休憩をとろうと思ったんですけども、ちょうどいいのでこの辺を、加納先生、この辺でちょっと休憩をとらせていただいて

いいですか。そしたら時間設定等、よろしくをお願いします。

司会（加納） それでは、ただいまから15分ほど休憩に入らせていただきたいと思います。2時45分から再開をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

（休 憩）

司会（加納） パネルディスカッションを再開させていただきます。

佐瀬委員長、よろしくお願いいたします。

佐瀬（日弁連リーガル・アクセス・センター委員長） 45分になりましたので、できれば4時ちょっと過ぎですか、この会場を4時半には出なければいけないために、4時ぐらまで討論させていただいて、4時ごろから再度少し質問等をお受けしたいというふうに思っています。

ということで、パネリストの皆さんですね、先ほど現状の問題点ということをおある程度聞かせていただいて、その先、そういう問題点を含めて分野が広がった場合にはいろんな問題点が生じますよね。そういうことをある程度考えていただいたわけですがけれども、もう先ほどから橋本さんからは商品設計的な、こういうこともありますよねみたいなことも出ているわけですがけれども、今回、休憩後は、できればそういう予想される問題点はどうやったら克服できるのか、海外ではその点をどういうふうに行っているのか、そういうことを中心にして、今後、我々日本の捉え方というんですか、日本というのはどういう国で、どういう制度で成り立っているかというのは、人それぞれ考え方は違うかもしれませんが、日本においてはどうしていったらいいんだろうかということをお考えを聞きながら、皆さんのお考えを聞かせていただくと大変ありがたいと思います。

先ほど、いろいろ問題点を指摘していた橋本さんが、やはり企画部長だけあって非常に設計的なことをある程度言われていたような気がするのですが、すぐそういうところに頭が行くのだろうと思いますけれども、その辺からお聞かせいただくとありがたいと思います。

橋本（株式会社損害保険ジャパン企画開発部部長） 本来であるならば、諸外国のお話ということで、あとで山下先生、應本先生にも諸外国のお話を伺いたいと思うんですが、やはり佐瀬先生からお話が出ましたように、現在自動車事故にかかわるものだけでもいろいろなそういう問題点が発生している中で、これを法分野拡大していきますと、もっともっとたくさんいろいろなハードルが出てくるんだろうなというふうに思っております。

特に先ほど申し上げました、保険事故のトリガーなる事故をいつというふうに捉まえるかという問題、それと、これはかなり以前からこの権利保護保険というのは、権利保護保険というかその拡大版の権利保護保険ですね、これが議論されながらもなかなか日の目を見なかった原



因の一つに、やはりこの訴訟が増えるんじゃないかという意見も出ておりました、その辺をどういうふうクリアするかという問題なんですけれども、1つは、これは私が先ほども申し上げましたように、商品をつくるメーカーの立場で言いますと、我々ができるものとしては、その商品のつくり込みの中で工夫をしていくということなんですけれども、1つは、訴訟マニアみたいな方が保険があるからと言って何でもかんでも相談に行くとか、訴訟に持ち込むとかいうものを抑えるための抑止力として考えられるものとしては、これは保険に絡んだ方は誰でもわかると思いますけれども、自己負担額である免責金額というのを設定するであるとか、あるいは損害の全額ではなく、一部だけ持つという縮小填補という考え方もございます。こういうものを設定するとか、あるいは場合によってはその年間の相談回数を何回までというふうに限定するやり方もあるのかな。諸外国のを見ると、いろいろそういうものを取りまぜて約款を構成しているように見受けられるということですね。

あと、保険金額については、先ほど申し上げましたが、あまり大きいと弊害も起こりますし、余り少な過ぎるとあまり使えない保険になってしまうという形になりますので、保険金額については、やはり弁護士報酬制度との兼ね合いで、適正な弁護士報酬制度とは何か、この辺とのバランスで設定をしていくということしかないのかなというふうに思っております、その辺の約款の商品構成の中で抑止力的なものをつくって、善意の加入者にとってプラスになり、一部の善意でない加入者にとっての抑止力になるような商品ができればというふうに思っております。

佐瀬（日弁連リーガル・アクセス・センター委員長） 今一番初めに言われた訴訟が増えるんじゃないかという危惧というんですか、これは我々からすると、諸外国と比べると、日本は訴訟の数は極端に少ないわけで、この辺をそれでも極端に少ないところがふえてもだめだという考えがあるんですかね。

橋本（株式会社損害保険ジャパン企画開発部部長） 今あるということではなくて、以前そういうことが言われたという過去があるということで、今も言われているというわけではありません。以前そういうことを言われたというのが先輩たちのデータとして残っていたということでございます。

佐瀬（日弁連リーガル・アクセス・センター委員長） それは商品認可の問題だとか、いろんなそういうところの問題からして、そういうことが言われかねないという危険性があるので、その点についてどう応えなければいけないかという意味ですかね。

私は、この間、最近裁判所でそうやってこの保険を使う者がすごく多くなったということで、

裁判官研修でこの保険のことを説明したんですけれども、事前に質問書をいただいて、その中に少額事件で増えるのはよろしくないんじゃないかと意見を書いた裁判官がいたんですね。それでずっと私が説明をした後に、事前にその質問書だけ来てあと説明の場で質問してくださいということで質問をお待ちしたのですが、結論としてその質問が出なかったですね。

というのは、説明をしていけばしていくほど、やはり争わなければいけないものが裁判になるんであって、争わなければいけないものじゃないものになっているんだったら別ですけども、そうじゃないという事件は余りないそうなんです。ただ、少額であってもとことん争われる事件がふえたということなんで、これがいいと思うのか悪いと思うのかの問題だろうと思うんです。やはり個人の権利請求としてはあるべき姿だろうと思うのが当然であって、それは裁判官からしても、やはり最近ある意味で変な事件と言ってはいけないけれども、彼らにとってはそういう以前に比べると考えられないような事件がどんどん事件になって裁判になっているという印象がある。ただ、一つ一つ見ると、やはりしょうがないかなと思われているという現実があって、やはり裁判のやり方も変えていかなければいけないという認識になっているみたいですね。

そういう意味では、少額だからと言って適当にやればいい、和解で済ませればいい、適当なところで例えば2分の1で済ませればいいというようなことはだんだんなくなってくるのかなという気がしないではありませんでした。そういう意味では、訴訟が増えるのは問題だというのはどういうところの意見かなという、やはりその出所の意識をきちんとしなければいけないのかなという気がしないではないということで質問させていただいたわけです。

今の橋本さんの話を聞いて、山下先生、橋本さんも海外調査には行っているわけで、我々と一緒に同行していて、ドイツ、イギリスのほかに、フランス、ベルギー、山下先生は行かれていますので、その点を踏まえて何か外国のアイディア等があれば教えて下さい。

山下（大阪大学教授） 例えば、フランス、ベルギーの場合ですね、これも約款上の工夫ということになるんだろうと思いますが、紛争の種類ごとにいわゆる保険金額のアマウントを変えとかいうこととか、先ほど申し上げましたように、いわゆる待機期間を1年とか2年とか、あるいは半年というふうなこれも紛争の種類ごとに変えるというふうな仕組みを組んだりしています。

さらに、弁護士報酬についてもめる、紛争が生じた場合には、ベルギーについては、本来は弁護士報酬について問題が起これば、当然基本的には法律扶助であろうが保険を使っている場合であろうが、自費で弁護士費用を報酬する、調達する場合であろうが、弁護士報酬について

紛議が出れば、基本的には各弁護士会で紛議調停をするのがやはり原則というのが、これはもう我が国と同様の仕組みになっているようです。

ただ、保険でやはり弁護士費用を調達されるというふうな特色がその権利保護保険にありますので、そういうふうな特色を踏まえて、別途合同委員会というのを弁護士会とその権利保護保険を販売している保険会社、ほぼ9割9分加入しているところと協定を結んで、それについて相互に話し合いを持つというふうな仕組みを組んでいます。これは当然分野が広くなればそういうふうな問題もふえてくるだろうというふうに思います。

現在、日本で、そういうふうな事柄が余り問題になっていないのは、1つは、協定保険会社の場合は、LACがそういうふうな役割を担っているというふうな部分がありますので、そこから漏れた部分が現在ある3つの団体ですね、そんぽADRさんとか、外資の協会さんがつくっているADR機関とか、共済さんのADR機関のほうに持ち込まれるという形になっているので、数は非常に少ない。少ないので、そんなに少ないのであれば別にそんなわざわざつくる必要ないんじゃないのというふうな考え方になっているんだらうと思います。ところが、多分普及すれば普及するほどそういうふうな問題が出てくると思いますので、これはやはり将来的には、そういうふうな機関というのをつくっておいた方がいいのではないかというふうに、午前中の報告で述べたのはそういうふうな趣旨であります。

佐瀬（日弁連リーガル・アクセス・センター委員長） この緑の冊子の11ページ、我が国への示唆というところの（2）ですかね、というところで山下先生がお書きになっていることですけれども、我々も何かの形でそういう紛争をうまく解決できるようなことをつくらないと難しいかなというふうに思っていて、このベルギーの制度を見て、おっというふうに、ある意味では驚いたというか、なかなか合理的に、実務的ですよね。実務的なシステムを持っているなというふうに思って、このベルギーのシステムを何かの形で取り入れられないかと思ったわけです。山下先生、そのほかにも、例えば、先ほどから出ているいろんな問題点があると思うんですけれども、紛争のときにはこういうような形が一つ、先生の示唆としてはこういうものがいいんじゃないですかということですが、そのほかのいろんな問題点についてはどんな点を、例えばフランス、保険金の額の問題だとかいうことも先ほども橋本さんが言われていましたけれども、それは適正、バランスが必要だということも言われていました。その辺がいろんな先ほどの問題点とどういうふうにかみ合ってくるのか、もうちょっと何かアイデアをいただけないでしょうか。

山下（大阪大学教授） 保険金の額云々については、フランスは、実は先ほど申しましたよ

うに3種類グレードがあって、一般普及型は基本的には鑑定料を含めて全部賄えないというふうな仕組みになっていて、多分最上級の部分がほぼ何とか、ほぼ広い分野の部分について保険金で何とかで弁護士費用が賄えるんだらうというふうな話になっているんだと思います。

それで、あとそのフランスとの関係でいくと、弁護士選任の自由については、これはもうEU指令との関係で、当然これは内国法化しておりますので従わなければいけないということと、あと資料の9ページにある武器対等の原則というのがやはりありまして、これは相手方が弁護士をつけている場合は、必ずその権利保護保険に入っている場合は、これはもう弁護士を必ずつけるというふうなことが義務づけられるというふうな部分になっています。そういう形でそれぞれの権利保護というのがなされるというふうなことになっているわけです。

あとは、10ページのところに、その弁護士の質の確保の問題というのがやはり重大な問題になっていまして、フランス、ベルギーともに、午前中に申しましたように専門弁護士制度というふうなものがありまして、その部分である程度自分のその紛争になっている分野についての弁護士の先生としてはどういう先生がいるかというのが大体わかるような形になっているというふうな話になります。

さらに法律上は、保険会社さんのほうは、じゃあ弁護士先生を一切紹介できないのかというわけではなくて、どうしても依頼者が知らない場合には、依頼者からの依頼があれば、こういうふうな専門の先生がいますということは紹介できるというふうな形にはなっています。その分は若干我が国とは異なるのかなというふうに思っています。

あと、弁護士の先生の質の確保等の関係で、これが我が国でも、私がある事件にちょっとかわった事柄なんですけれども、依頼者が交通事故の専門の弁護士を探してきて、その弁護士に依頼して、訴訟で2社の保険会社に請求して、結局ある1社だけ払ってくださいというような判決をもらいました。判決は確定し、この事件は終わったというふうに私は思っていたんですね。自賠償保険金も含めて、判決に従い受任した弁護士の預口座に保険金が支払われ、重度の障害を負った被保険者はその保険金を利用して介護施設に入所される予定だったようです。ところが、依頼者（被保険者の父親）から当該訴訟の依頼を受けた弁護士が保険会社から支払われた保険金を横領したという、とんでもない結末になっていたことを週刊誌等で知りました。そういうふうな事件もありまして、当然弁護士に依頼した依頼者は、交通事故の分野の専門の先生だというふうに信頼していたにもかかわらず、最終的には、信頼を裏切られる結果となったことを知ってしまっていて、それもあって弁護士賠償責任保険にやはり当然入ってはいるんですけれども、それは当然故意に横領していますので、弁護士賠償責任保険では、当然故意免責に

該当します。

では、弁護士を信頼して受任したこれら被害者の救済をどのようにすべきかについては、今の制度は何もないわけですね。これも海外の状況を見ていると、やはり補償制度というのがやはり確立していて、その部分もやはり何らかの形で依頼者の保護を図るべきではないかというふうに、個人的には思っているところでもあります。それが10ページのところに書いた裏の事情というふうにお考えいただければというふうに思っています。

佐瀬（日弁連リーガル・アクセス・センター委員長） ありがとうございます。先ほどから弁護士の質の問題というと、いかに適当、事案に適した弁護士を紹介するかということをしていましたけれども、その質の問題というのは、それプラス、もし犯罪的なことをした場合にどうやって依頼者に補償ができるのですか、そこまで確保できなければいけませんよねというのが先生の意見だということによろしいわけですね。

山下（大阪大学教授） はい。

佐瀬（日弁連リーガル・アクセス・センター委員長） そうすると、その犯罪的なことをした人自身にその補償を求めるわけにはいかないし、これは保険をつけていたとしてもこれは故意の事件ですよ。故意の事件だと保険出ないですよ。

山下（大阪大学教授） 私は、実は権利保護保険よりも弁護士賠償責任保険のほうが専門家と言われておりますので、そちらのほうがよく勉強しているほうなので、当然出ません。

佐瀬（日弁連リーガル・アクセス・センター委員長） そうすると、先生の言われているその弁護士の質の一つであるその補償問題というのは、誰が何をしろということになるんですかね。

山下（大阪大学教授） この補償制度というのは、その最後のページのところに、A3判の裏面のところで、依頼者保護というところに示しているように、基本的には、あまりこれ以上会費をとってどうするんだというふうに怒られるかもしれませんが、皆様方の弁護士会費を一種のプールとして基金で補償するという話につながってこざるを得ないのかなというふうには考えていまして、諸外国でも基本的にはそういうふうな皆様の会費の一部を使って基金を設けて、そこから補償というふうな制度として、いわゆる不誠実な弁護士がクライアントにそのこうむらせた損害の一部ですね、これは全部填補しろというのは、これは不可能だと思いますので、幾らかはそれである程度、少額にしても何らかの形で一応やっているというふうな誠意は見せる必要があるんじゃないかというふうには思っています。

これも例えば最近、後見制度の問題がいろいろありますけれども、例えば隣接分野としては

その司法書士さんなんかは、その後見業務については研修を受けて、研修を受けた上で登録して、後見業務をやりますし、万が一何か問題があったときには、その会員さんから集めた基金で、1件当たり確か500万円だったかな、そういうふうなもので不誠実な部分について500万円の支払いを限度として、一応けじめをつけるという形をとっているようです。

佐瀬（日弁連リーガル・アクセス・センター委員長） ということは、世界の趨勢から考えても、弁護士の団体である弁護士会がその補償制度をつくらざるを得ないんじゃないですかと、現に日本では、司法書士会が後見人の関係ではそういう補償制度、限度500万円にしてもつくっていますよということですかね。

山下（大阪大学教授） あと申し上げると、別に法律専門職業だけではなくて、産婦人科の場合も、いろいろ産婦人科のなり手が少ないというふうな問題があって、それで一定の過誤がない場合でも補償制度をつくって、ある程度の基金からの支払いをするというふうな形をとっていますので、全く日本でそういうふうな制度がないというわけではないと思いますので、そういうような類似の制度等を参考にして制度をつくってもいいのではないかというふうには思っています。

佐瀬（日弁連リーガル・アクセス・センター委員長） 多分、私が知らないのかもしれないのですが、弁護士会がこの制度のあるところは日本では多分ないだと思んですけども、そうすると質の確保、先生の言う質の確保の中には、当然それは入るべきでしょうねということになると、お金の問題というのは結構厳しいですから、大変な問題になりますよね。具体的には先生が考えるにはどの程度の額が、補償金として限度どの程度が出るくらいのほうがいいと思っているのか聞かせていただけますか。

山下（大阪大学教授） 額はやはり今のその皆さんの会費負担、特に若い先生なんかは仕事がないというふうな状況だと思いますので、そんなに無茶は申しませんので、今ある例えば司法書士の先生の制度としては、1件当たり500万円というふうなものがありますので、そのあたりを基準に考えてはどうかというふうには思っています。

佐瀬（日弁連リーガル・アクセス・センター委員長） 大変な問題を突きつけられたような気がしますけれども、應本先生、今のことを含めてドイツで先生が学んできたもので、今のことに限らないで結構ですけれども、問題点を解決するためのアイデアというのはどんなものがありますか。

應本（日弁連リーガル・アクセス・センター事務局員） どうですかね、訴訟、権利保護保険の濫用的なものについては、午前中の報告でも申しましたように、濫訴みたいな問題につい

ては、どちらかというところから、従来の仕事のやり方としてその費用がかかるのでこの辺で和解しておいたらどうですかというような、そういうやり方がだんだん通用してなくなるといことなので、そういう戸惑いがあったというようなことで、権利保護保険に対する懸念が、従来裁判所のほうから出てきたということなんですけれども、そういうようなことも今回ドイツに訪問した際のケルンの弁護士会の会長もそのようなことをおっしゃられて、そういう意味で裁判所の一定の層においてそういう見解が見られるというのはあるらしいんですけれども、国民的な議論としてはもうその点については決着済みで、保険を適切に設計し運用していけば、そういう濫用的なものは抑制できるんだというようなことで理解されているということで、どちらかというところ、そういう議論というのは根っこにあるのはそういう権利の追求ということに対する意識とか、従来の仕事のやり方を変えなければいけないということに対する戸惑いとか、そういうところに帰着するというようなことのようにです。

それから、弁護士の質という点については、ドイツにおいても当然専門弁護士制度というのがありまして、これも発達しているわけなんですけれども、これとまた後で出てくるかもしれませんが、弁護士の依頼者による弁護士選択の自由という問題についても密接に関連している問題なんだろうとは思いますが、弁護士の選任というのは依頼者がやるべきであって、そこに対する保険会社の関与というのは、基本的には抑えなきゃいけないという考え方があって、それはEU指令とかドイツの国内法においても保険法のレベルで明文化されているわけで、ですから今後の保険の拡大に当たってもそういった弁護士選任の適正な選任というのをどう確保していくのかという問題については、何らかの規制の枠組みというのは必要になってくるのかもしれないなというふうには思っています。

佐瀬（日弁連リーガル・アクセス・センター委員長） 今、選任のところ、よい弁護士というんですか、それについてのどういう規制をしていくかということなんですけれども、もう一つ山下先生が言われていた補償については、ドイツでは僕は余り聞いたことはないんですけれども、どうなんでしょうか。その補償制度というんですかね。

應本（日弁連リーガル・アクセス・センター事務局員） 補償制度があるかどうかということについては、私は存じていないんですけれども、ドイツにおいても、いわゆる賠償責任保険、弁護士の職業専門人の賠償責任保険というのは、強制加入にはなっているはずですよ。

佐瀬（日弁連リーガル・アクセス・センター委員長） たしかドイツの場合は、弁護士賠償保険について、向こうで聞いたところでは、そのときの記憶ですが3億円の保険金が出る保険以上のものに入っていれば、弁護士個人の責任は問われないという法律をつくって普及させよ

うとしている。全員、強制加入ではなかったと思うんですけども、たしかそのときはそういう法律をつくってなるべく入らせようとしているということだったと思うんですけども、どうでしたかね。

應本（日弁連リーガル・アクセス・センター事務局員） 一応私の調べた範囲で言うと、末尾の表の下のほうで、ドイツに関して職業責任保険への加入が弁護士法によって義務づけられているというふうには承知しております。

山下（大阪大学教授） たしか欧州弁護士会評議会での勧告だったと思うのですが、加盟国の弁護士会所属の弁護士に一定額以上の弁護士賠償責任保険の加入を義務づけるという指導があったと思いますので、その関係で多分内国法化等の作業がなされていると思います。

佐瀬（日弁連リーガル・アクセス・センター委員長） 確かにそうですね。私がそれを聞いたのが2001年ですから、そうですね。そのときEUの加入の問題を随分話してもらいましたので、その後変わったんでしょうね。

だけど、補償制度については、私も余りドイツは聞いたことがないんですけども、今度、應本先生調べておいてください。よろしくお願いします。何かすごく質の問題としては、大きな問題として補償制度の問題が出てきそうなので、やはりドイツがどうなっているのかということ調べておきたいという気がしました。

山下（大阪大学教授） 先ほどの司法書士の制度の部分は、実は司法書士会はフランスのほうに行って、それを参考にしてこういうふうなからくりをつくったというふうな経緯があるようです。

佐瀬（日弁連リーガル・アクセス・センター委員長） フランスの補償制度をまねたということですか。

和田先生、その関連ですけれども、イギリスでどうだったのか。

和田（日弁連民事司法改革推進本部 司法アクセス費用PT座長） そこはよく調べていないですけども、一覧表は多分その前のシンポで書かれていることで、消費者賠償基金で保険で填補されないものを損害賠償するとなっているんですが、CDの中に入っている15人程度の事務所の契約書を見ると、最初に保険がこれだけ入ってますと、私の計算ではもう3億とか4億とか、そんなレベルの日本円でするとかなり高額の保険に入っていますというのが、最初の第1条に来ていて、万が一そういうことがあったら保険で填補されます、カバーされますということがあって、さらにもっと驚いたのは、あなたが担当弁護士とうまくいかないとき、コミュニケーションがとれなくなったら、スーパーバイザーがこの人ですと、その事務所の、この



スーパーバイザーがちゃんとやります。それでさらにその人が聞いてもうまくいかないときは、こういう監督機関があります、この監督機関に通告してください。それはメールでも手紙でも何でもいいです、それによって我々は監督されますというようなことまで書いた契約書になっていました。トラブルが始まったときから最終決着まで行く間のその筋道が契約の内容で一応わかるように、読むとかなり分厚いもので細かいことでしたけれども、書いてあるんですね。

私は読んでいて、これは日本の人の弁護士の事務所の契約も必要なんじゃないかなと、依頼者が担当弁護士とうまくいかなくなるとか、連絡がうまく説明されていないとかといったときには、そういう誰か担当する人は別に監督する人がいますと、それがだめだったらこういうふうにしてくださいというようなことで、事前段階からサービスの質が問題になったときに、それを問うことができる手段があなたにはありますよということが書かれているんですね。そういうことは一つ参考になるんじゃないかと思うんです。

イギリスは、結局、いろんなことがあって、弁護士に対する消費者側の批判がすごく強くなって、最終的には弁護士事務所だけが法律サービスを提供する必要はなくて、弁護士以外の人々がちゃんと監督する組織をつくったら、その人たちも法律サービスを提供できるというところまで行ってABSの問題となりました。現にもう既に生活協同クラブのようなところが3,000人も弁護士を雇って、そこがサービス提供を低額でやっているという状態に入っています。すごいお金を稼ぐ弁護士たちと、そういう庶民的な仕事をする弁護士たちの層が完全に分離して、監督機関はそういう両方を見ているわけですけども、弁護士に対する批判が強くなると消費者利益を中心にサービスの質を問うということになりかねなくて、そういう問題が現に発生しているということですね。

だから、私たちも、そういう意味でサービスの質が落ちてくると、あなたちゃんと保険入っているんですかとか、補償はどうしてくれるんですかとか、あなたが失敗したら誰に聞けばいいんですかというようなことが、うまくシステムとして機能しないといけないのかなと、それは契約書を見たときに実に細かいなというふうに思いました。

佐瀬（日弁連リーガル・アクセス・センター委員長） それは、今すぐそれをまねてつくっていいかどうかは別として、かなり参考にはなるんだろうと思います。ただ、今一つABSの関係では、相談するのは弁護士ですよ。弁護士事務所のオーナーは弁護士以外の人でも認められたという問題ですよ。果たしてそれでいいのかという、世界でそれで問題にされていて、まだイギリスは一応法律で決めただけでも、問い合わせを待っているという状況だというふうに聞いたんですけれども。

和田（日弁連民事司法改革推進本部 司法アクセス費用PT座長） 法テラスだったか、司法アクセス学会だったかの速報だと、もうそれは始まっていますと。

佐瀬（日弁連リーガル・アクセス・センター委員長） 始めたんだけれども、要するに各国でそれが受け入れられるのかどうか。例えば、私なんか4年くらい前にその情報をつかんで日弁連に、そういうところの弁護士が日弁連に外弁として登録できるんですかということをお願い合わせたら、今検討する必要ないだろうと言われたんですけども、ただ現に各国そういう問題がもう起こってきているわけですね。だから、その回答がどうなるのかという問題が、まだ出ていないんだろうと思うんですけども、イギリスは先進的にそれを進めて、ただオーストラリアはもう始まっていますよね。オーストラリアはもう上場会社までできていますから。できてる、もう完全に離れていますよね。

ちょっと話が飛んでしまいましたけれども、先生、それでいいですか。

和田（日弁連民事司法改革推進本部司法アクセス費用PT座長） 要は、保険でカバーされる弁護士の質の確保ということになると、相談が無料相談にたくさん流れている日本の現状を、質のいいサービスが提供できる弁護士の質のいい相談を受けられるその保険の開発、つまり訴訟とか、そういう手の込んだことまで全部カバーできなくてもいいけれども、少なくとも法テラスに入る人たちは、月18万円以下の収入しかなければ無料相談3回までは受けられるわけです。それで何とか何回か受けていると、セカンドオピニオンも含めて保障されているわけですね。だけど普通の人たちは1回30分5,000円か、もしくは1万円、もしくは込み入った相談であれば1時間2万円とかですね、そういうお金を払って相談しなければいけないんですけども、やはり1人でいいか、セカンドオピニオンを求めたいかというようなこともあるわけです。少なくともその相談のレベルでは質のいい相談を受けられる保険、それをぜひ開発していただきたい。行政サービスとかいろいろな無料相談に流れている人たちの相談を、弁護士が、少なくとも研修を受けた弁護士が民事裁判に行った方がいいのか、話し合いで解決したほうがいいのかというところを適正に判断できる相談を受けられる保険、これをぜひ開発してもらいたいと思います。そうすると、少しは窓口が質のいいものになっていくと違うんじゃないかなというふうに思うんですね。

佐瀬（日弁連リーガル・アクセス・センター委員長） したいのではなくて、しましよとっていただかないと、弁護士としては、我々がそういう仕組みをつくる、ないしは質を高めていく努力をしなくてはならないということだろうとは思っていますね。保険会社としては、そういうふうにしてほしいと言えいいだけかもしれないけれども、我々としてはそういうわけ

にはいかないだろうということになるんだろうと思うんですね。

及川先生、法テラスで先生は事務局長をやっていらしたと思うんですけども、法テラスで事件を受けた弁護士がさっき言ったような犯罪行為を起こしたときに、補償制度みたいなものはあるのでしょうか。

及川（日弁連リーガル・アクセス・センター副委員長） ございません。補償制度はありませんけれども、もちろんその弁護士さんには法テラスの仕事をやめていただいて、別な弁護士をつけるというようなことはやります。

ただ、例えば依頼者が、A先生に頼んだけれども、A先生がだめだったのでB先生に頼んだ。このA先生には法テラスから前払いで弁護士費用を払っている。このB先生には払わないのかと言ったらB先生には払います。A先生からは返してもらおうという、それくらいのことであって、それは返してもらえなければ不良債権化するというだけの扱いになっていると思います。

佐瀬（日弁連リーガル・アクセス・センター委員長） それで、今弁護士を変更するという話でしたけれども、例えば事件が終了してお金を受け取ってしまったと、先ほど山下先生が出したようなことで、例えば2,000万円事件で入った。それで依頼者が病院に入ろうと思ったけれども、弁護士が使っちゃったと、そして返してくれないという場合、これは法テラスの担当弁護士だったら法テラスとしてどう動くのでしょうか。

及川（日弁連リーガル・アクセス・センター副委員長） 私の在任中にはそのような不祥事はございませんでしたので、お答えできませんけれども、ただ少なくとも、やはり法テラスで選任した弁護士が、例えば遺産分割の事件を受けて、弁護士として遺産分割金として取得したものがあれば、それは法テラスに報告し、当事者に引き渡さなければなりません。それなのに、仮に自分で使ってしまったって返さなかったという場合には、これは、法テラスとの契約上、依頼者と弁護士と法テラスの3面契約なんですけれども、一応は弁護士さんが取得したものは返してくださいというだけの形になっています。それを返さないから法テラスが賠償しますよという形にはなっていないはずです。

ですから、返してくださいよとは言うかもしれませんが、それを補填とするということとは多分しませんし、法テラスを管轄しているのは法務省ですが、法務省がそんなこと言うわけがない。要するに弁護士さんの尻拭いは国費ではしませんよというような立場、ちょっと言い過ぎましたけれども、そういう立場をとっていますので、少なくとも組織として補填するという立場はとっていないと思います。

佐瀬（日弁連リーガル・アクセス・センター委員長） そういうことが話題になったことも

ないんですかね。補償制度的なものは。

及川（日弁連リーガル・アクセス・センター副委員長） 話題になったというところ、補償制度ではありませんけれども、例えば、なかなか弁護士さんが和解金を取得したはずなのに払ってくれないよという場合には、口をきいて、いや実はちょっと使っちゃったとなると、額が多ければ分割で返してくださいよということはちゃんと言って、それでもらちが明かなければ、弁護士会に通報して、弁護士会のほうで、場合によっては弁護士にあるまじき行為であれば解任権という形と手続、懲戒という形にもなるかもしれませんが、あとは紛議調停を進めて紛議調停で返してもらおうようにする、そういうような形で弁護士会にあとはお任せするということにしていました。伝統的に法テラスが弁護士に対する何らかの処分というのは、契約を解除する以外はやりすぎるとちょっといろいろと弁護士会からも批判があるものですから、その程度で扱っていると思います。

佐瀬（日弁連リーガル・アクセス・センター委員長） 両方の監督権限がダブっているような事案だと思うんですけども、原則的には弁護士会にお任せをしているのだということですかね。そうすると、やはり法テラス事件についても弁護士会が、先ほどの山下先生のお話だと弁護士会が補償制度を考えていかなければいけないということになるんですかね。弁護士の問題として。

橋本（株式会社損害保険ジャパン企画開発部部長） この部分は、今後どうするかというのは、もう弁護士会のほうの先生方でご判断いただくしかないという、依頼者とか一般の私どもがああしてほしいというふうな話ではないとは思っています。

佐瀬（日弁連リーガル・アクセス・センター委員長） 先ほどから思っていますけれども、大変頭の痛い問題だなというふうに思っているわけです。

そのほかの問題として、橋本さんが言っていた、例えばお金の払い方としては、いろいろな問題を抜きにするために着手金だけを払うというような制度だって考えられるんじゃないですかというような制度というのはあったと思うんですけども、そういうようなアイデアに属するものとして、どんなものがほかにあり得るんでしょうか。

橋本（株式会社損害保険ジャパン企画開発部部長） どこまでお支払するかということと保険料というのは、これはまさに比例していく話でありまして、範囲をどこまで広げるか、それから支払いもどこまで支払うか、例えば、相談、それから着手金、それからその後の訴訟費用とあるわけですが、範囲を広くして最後まで支払うという形になると、相当な保険料になっていく。ただ、これは恐らくドイツにあるような最終形がこれだと思います。山下先生が

おっしゃったフランスにある最上商品がそういうものだと思うんですけども、まだ日本の場合には、そこまで行く前に、先ほどちょっと私申し上げましたけれども、とにかく司法アクセスの充実という観点から、今の自動車事故だけに限られているものを範囲を広げて、それでまずは弁護士先生の事務所の戸をたたくことを一般市民に、誘導するという言い方はちょっと変かもしれませんが、法的サービスが受けられるようにということで、その障害になっている費用の問題をまず一義的にカバーするために、相談料と着手金までを持つというのは、まず第一歩の商品としてはあるのかなと。その普及の後にそのあとを拡大していくというのもあるのかなと、ステップ・バイ・ステップでこの権利保護保険というのを育てていくというのもあるのかなと、1つの考え方について申し上げたということでございます。

佐瀬（日弁連リーガル・アクセス・センター委員長） 橋本さんのその考えの裏というのは、実質としては保険料というのは幾らぐらい日本の国では考えられるのか、保険屋さんの勘としてでもいいですけども。

橋本（株式会社損害保険ジャパン企画開発部部長） 非常に難しいご質問なんですけれども、諸外国の状況、それから、今実は自動車保険についている弁護士費用特約の保険料が、大体平均すると5,000円から6,000円くらい。これは自動車保険に限ってそのくらいでございます。弱者保護という観点、それとやはり公的扶助がなかなか拡大しないという観点からすると、やはり年間と言えば1万円から2万円の間ぐらいなのかなと、月1,000円とかそのくらいの感じなのかな、これはもう全然当てずっぽうです。レーティングとかそういう問題ではありませんで、普及ということを考えると、その辺なのかなという気が、本当に個人的な意見ですけども、そんな気がする。

佐瀬（日弁連リーガル・アクセス・センター委員長） 大体、大まかにわかるような気がするんですけども、あんまりぜいたくなことを考えるなど、とりあえず普及を考えて、安い保険料で、少なくとも先ほどの意見を聞くと、着手金ぐらいは出せて、そして弁護士のところへ行って訴訟を起こせるというところまで、何となくカバーできれば随分普及するんじゃないですかという感じですかね。そのための金額というと、大体今、月1,000円くらい、大体1万2,000円くらいがいいところじゃないですかという感覚ですかね。何だか誘導尋問みたいで嫌なんですけど。

橋本（株式会社損害保険ジャパン企画開発部部長） 本当に普及を前提に考える必要があるんじゃないかなと思います。まずは、先ほど山下先生、あるいは應本先生の欧州視察の報告がありましたけれども、もう欧州では総世帯の40%にまで普及しているという状況から考えると、

司法制度，それから弁護士報酬制度，全然日本と違うじゃないかという部分はありますけれども，やはり民事司法をより多くの国民に普及させるためにということを考えると，まずとにかく普及を考えて，この権利保護保険の商品設計をしていくというのがまず第一ステップではないかというふうに考える次第です。

佐瀬（日弁連リーガル・アクセス・センター委員長） 私も必ずしも賛成するわけではありませんけれども，一つの考え方としては大変参考になる考え方で，やはり受け入れられる，金銭的にある意味で受け入れられないと普及なんかしないでしょう。金銭的に少なければ少ない分だけ，やはり保険金は少なくなるのは当然であって，そしてそれでできる範囲を一生懸命考えましょうねということで，それがどんどん普及してくれば，フランスのように，山下先生が先ほどから言っているように，三段階に分かれていると言いますけれども，かなり高級，高級ということはお金が高いということだろうと思いますけれども，お金の高い保険料でもって高い保険金が出るものを考えてもいいんじゃないですかということですかね。

應本先生，これはドイツのは全然違うわけですがけれども，どうですかね，そういうような考え方については。

應本（日弁連リーガル・アクセス・センター事務局員） 私は，個人的にはちょっと違った考えを持ってはいるんですけども，今回おつけしたこの資料のドイツの保険料水準，ここに書かれてあると思いますけれども，資料4の表のほうですね。これは，先ほど午前中にも説明したかもしれませんが，保険金額の水準が1事故上限100万ユーロとかですね，その程度が一般的で，場合によっては無制限のものもある。他方，年間保険料の水準としては，交通事故のタイプで言うと数十ユーロか100ユーロ程度ということで，日本円にして言うと数千円から1万円ぐらいですかね。それ以外の私生活タイプ，これはかなり広いタイプですがけれども，例えば労働事件だとか，そういったものが入ってくる。こういうタイプで200から300ユーロということは二，三万円ということでしょうか。

こういうようなもので，かなりやっぱりそれなりの金額にはなってくるんですけども，ただ考えてみると，紛争の発生頻度というのが日本とドイツでは大分違いますから，これは日本に持ってくると，単純に考えともう少し低い金額にできるんじゃないかという気がしています，だからぜひ保険会社のほうも精微なレーティングをしていただいて，絞り込むところは絞り込む必要があるんだろうと思いますけれども，できるだけ有効なカバーを保険料を精査することによって，できる限り低廉な価格で適用できるような努力をしていただけるといいのかなというふうな気がします。

それともう一つ、橋本さんのほうからのご説明があって、私も午前中の中で述べた、この資料の19ページに、ドイツの対象範囲の拡大の歴史についてちょっと書いてあるんですけども、これは1928年から大体出てきていまして、当時自動車事故による損害賠償請求と自動車利用による一定の刑事事件について対象としてきたところですよ。それが1952年というところで見ると、損害賠償請求一般と刑事事件一般と、これは刑事とは言っても過失犯だけで故意犯は対象としていないので、そこはご注意くださいんですが、そんなような拡大の仕方をしている。最後に、1954年に労働事件や社会裁判所事件、社会裁判所というのは社会保険に関する紛争や何かですけども、こういった分野に拡大し、1969年、債権、物件一般に基づく法的利益の擁護ということで、かなり一般的な民事事件について広がっていった。それで75年にはほぼ現在と同様の範囲になってきたというような歴史がありまして、これを見ていくと、一つの行き方として、これもやはり徐々に拡大していったということですよ、一気に現在の形になったわけでは決してありません。

要するに、今回の第5分科会のテーマである、どんな事故もカバーするというところまでいくには、相当の歴史が、時間がかかっているということよ、その中で橋本さんがおっしゃられていた、まず金額の小さいところからというような発想かもしれませんが、別の発想としては、分野を少しずつ拡大していくというようなこともあり得るんじゃないか、その中で充実したカバーを適用していくというような考え方もあるのかなという気がちょっとしています。

それと、金額の上限を設定するということについては、弁護士報酬の決定に与える影響というのにはやはり懸念されるところがあって、例えば労働事件で一律30万円までしか出ませんよといった場合に、場合によっては弁護士としては30万円じゃとても引き受けられないというようなこともあるのかもしれませんが、やはり保険の上限が決まっているということはどうしてもそちらに引っ張られてしまって、弁護士報酬が低廉化してしまうというような懸念もやはり拭い去れないところもあるのかなという気がしますので、金額の上限というところについてはやはり慎重な検討が必要なんじゃないかなという気が個人的にはしています。

それと、もうちょっと申し上げると、いわゆる法律相談を保険でということについては、割と簡単にできそうに考えておられる先生もおられるかもしれませんが、これは実は保険の理屈から言うと難しいことよ、保険金が支払うたびに保険会社の社員の手間がかかっているわけなので、やはり頻繁に利用される金額の低いものというのは、余り保険になじみにくいという面もあるので、ここは以前の保険分野の拡大というようなことについての議論の中でもちょっとあったようなんですけども、割と法律相談ぐらいだったらできるだろうという理解を持

たれている弁護士の先生が多いかもしれませんが、決してそういうことではなくて、低廉な低い金額のものを提供するというのも結構難しいんだということをご理解いただいた方がいいのかなという気が、ちょっと蛇足ですけども、しまして、それを一言述べておきたいなと思ひまして、申し上げた次第です。

佐瀬（日弁連リーガル・アクセス・センター委員長） 山下先生、ヨーロッパでは法律相談だけは別の保険料になっているというのは結構あったと思うんですけども、その辺はどうですか、その難しさというんですかね。

山下（大阪大学教授） 多分、固定費というのがありまして、その固定費の部分が保険料の何割を占めるかという問題が出てきますので、確かにそういうふうな問題は出てくるのかなとは思っています。ただ、フランスとかベルギーというのは、基本的に弁護士の先生だけがその法律相談業務を独占しているというわけではない部分で、ジュリストというふうな人たちが大体8割ぐらい相談に乗って処理しているという部分があるので、残りの2割の部分について保険料の大部分がそっちに回っているというふうな話になるので、若干そのフランスとかベルギーの事例を日本に持ってくるというのは、法律相談についてはちょっと難しいとは思っています。

佐瀬（日弁連リーガル・アクセス・センター委員長） その辺は各国の法制度、法律独占の問題だとか、たしかフランスも独占はあるけれども、書面による法律相談でしたかね、それはだめだけれども、それ以外は別に禁止されていないということですよ。

山下（大阪大学教授） それと、ちょっとごめんなさい。話をちょっと戻すんですけども、濫訴が増えるというふうな話にちょっと戻させていただくんですけども、多分これは権利保護保険が我が国に普及した段階では一時的には多分訴訟は増えるんだろうと思います。これは多分明確にそういうふうに予想できると思います。というのは、今まで権利はありながら、その裁判費用が調達できないということで泣いていた人が多分かなりの件数いると思いますので、その人たちの権利が守られるというふうな形で紛争が増えるということは多分予想されます。その点で、金融庁等に対して、合理的な説明が必要ならば、その理論武装として、私の方で意見書等の作成について尽力したいと考えております。

佐瀬（日弁連リーガル・アクセス・センター委員長） ありがたいと思います。それはある意味、権利保護保険の第一人者の先生ですから、ぜひともどこかの保険会社で山下先生を利用していただけるとありがたいと思います。

そのほかの問題としてですけども、和田先生、イギリスから見て日本ではこうなっちゃい



けないだとか、こうすべきじゃないですかというようなこと等あれば。例えば先ほど、普及はしていると、日本でも自動車保険に付随の特約としての弁護士保険というのはかなりのものだと、多分協定外を含めると3,000万件ぐらいはあるんじゃないかと思うんですよね。そうすると、日本の5,000万世帯の内、5分の3ぐらいは普及している。そういう意味ではかなりの普及の程度はあるんだと思うんですけれども、それを自覚している人はほとんどいないという状況だと思いますよね。

和田（日弁連民事司法改革推進本部 司法アクセス費用PT座長） イギリスも同じようです。住宅保険とか自動車保険に特約でつけられているんですけれども、保険金の支払いと業務の支払いとで合算経費がどのくらいなのかという「コンバインド・レイシオ」と言っているんですが、保険会社から聞いたら、80%とか82%とか言っていました。もうかるなという話をしていたことがあって、つまり保険加入者が加入していることを知らないんだそうですよ。特約でつけていて、その費用が保険でカバーされるということを知らないんで、その保険金請求をしない。それを意図的にやっているわけじゃないんでしょうけれども、24時間ヘルプラインとこのを一緒につけて、社内弁護士さんとか従業員弁護士さんが50~60人会社に置いて、そこでいろんな相談をしながら対応していく。その中で必ずしも保険を使わないで済ませているとか、そういう努力もなさっているんですけれども、ある意味でやっぱり特約型の場合には、余り保険意識がない。それで使えるのにどうも使わない。

だから、イギリスの場合は、契約書の最初に公的扶助はどうです、保険はこうですというのを最初に確認するようにしようとしているわけですね。だから日本も、もうここに来て扶助の説明が努力義務だとか、保険は任意で説明するしないというのをやはり一歩踏み越えて、これは説明して、利用できる場合は利用しないとおかしくなるというふうにしないと、弁護士会を挙げてそれをやらないと、特約型の場合は、やはり保険会社がつけているんだけれども、使われないから結構利益を上げちゃうと、こういう問題はあるようですね。

橋本（株式会社損害保険ジャパン企画開発部部長） ちょっとよろしいですか。その部分は、やはり保険会社のほうも、本来使えるものをお客様が使わないというのは、それでもうかっているからうれしいなんていうことは全く考えておりませんので、当然保険会社としては、請求勧奨ということで、使えるものは使っていただくと、それが本来の保険の効力発揮ということになりますので、ここは保険会社と日弁連様、弁護士事務所様と連携をして、権利保護保険の啓蒙活動ですよ、これをやっていかなければいけないというように思っております。

山下（大阪大学教授） ちょっと普及状況関係というか、利用状況の関係なんです、ある

保険会社さんは、最近自動車保険の附帯のその弁護士費用保険ですね、それが割かし使われるようになってきて、収支の関係で赤がどうも出たようで、今の保険料を維持するために何かの仕組みを組まなきゃいけないということで、多分来年あたりに自己負担額の部分をつけるんじゃないかという会社もどうも出てきているようです。

佐瀬（日弁連リーガル・アクセス・センター委員長） それはLACで保険会社の社員を含めて懇親会をやったとき、ちょっと出ましたね。最近その使用率がだんだん高まってきているんですということで、その担当社員自体は赤になっているかどうかはわからないけれども、かなりなことになっていますと、だからそろそろ保険料だとか約款の改正等をちょっと考えなければいけない時期に来ていると思いますというようなことを言っていました。

確かに300万円という限度はついていますがそれでも結構まあまあな保険として機能しているわけですね。だから、確かにそういう問題点はあると思いますし、それで皆さんが知らないからもうかっているというのは確かに保険業者としては言えないというのはよくわかりますし、ただ実態として、我々もイギリスに行ったとき、そういうところが自分たちのもうけにつながっているという事実自体は言っておりましたよね。

山下（大阪大学教授） フランスも自動車保険に附帯しているようなものについては、やはりフランスの弁護士会とかに行ったときに、その弁護士先生から、加入しているんだけど、知らない人が多いので、できるだけそういうふうなチェックをしてほしいというふうな勧奨等を弁護士でもやっているという話は出てきました。

佐瀬（日弁連リーガル・アクセス・センター委員長） そういう意味では、特約、オプションでつけているような弁護士保険の場合には、弁護士がどうやって啓蒙活動するか、ないしはそのときに聞くかということですね。さっきのイギリスの契約書じゃないですけども、そこまできちんと書いて確認をするかということになるんでしょうね。ドイツなんかの場合は、単独保険で、弁護士保険は弁護士保険だけの会社ということが多く売ってますから、その保険に入っている入っていないは、大体本人がわかっているわけですね。多分ドイツの場合はそういうことがないというふうに、應本さん、考えてよろしいんですかね。

應本（日弁連リーガル・アクセス・センター事務局員） それはそうだと思います。

佐瀬（日弁連リーガル・アクセス・センター委員長） そうすると、結局保険のたてつけとしてオプションにするのか、単独保険にするのか、それぞれメリット、デメリットがすごくあるとは思いますが、そういう問題にもなるということになるんですかね。

あと、トラブル、そういうところ、今言ったようなものは問題点はいっぱいあるわけですね。

れども、これを我々としては、及川先生に報告していただいたように、とりあえずは少なくとも紛争が起こったらすぐ解決できるように、先ほど應本先生が報告させていただいたように、この保険だけは保険が出る出ないのアンサーは早くしなければいけない。先ほど言ったように1年半後くらいに使えますよという判決をもらったって役に立たないということですけども、應本先生、そのあたり、とりあえずどういうふうに役に立つのかももう一度ちょっとアイデアとしてお聞かせ願えるとありがたいんですけども。

我々、損保協会に行きましたけれども、先ほど山下先生から報告があったように、損保協会としてはほとんどこれは問題になっていませんと、だからそんな問題になっていないもののために特別な組織なんかつくれませんか、簡単に断られてしまったわけですけども。

山下（大阪大学教授） それはちょっとフォローをさせていただくと、誤解があるといけなないので、いわゆる現状のADRというのは相互の妥協というか、相互の歩み寄りというふうなものがありますので、例えば弁護士報酬が1桁違うという意見の、保険会社が考えている弁護士報酬として払う保険金の額と、その弁護士の先生とかその契約者が考えているその弁護士報酬との額が1桁違うというふうな事案については、双方が歩み寄りをすることができないというふうな話になってしまいまして、1回その相互に意見を出し合って、では次はどうするんですかと言ったら、その1桁も違うのにこんなADRで解決しようなんて思いません、もう裁判に行きますとか、別の手段を使わせてもらいますという話になって、基本的に機能しないというふうな部分がありますので、それが持ち込まれない理由の一つではないかというふうな現状があるかと思います。

佐瀬（日弁連リーガル・アクセス・センター委員長） ということは、そういうことを損保協会で作ったとしても解決できないような事案が持ち込まれてもしょうがないですよということがある。

山下（大阪大学教授） 現状はそういう話になると思います。ですから、その部分は、ベルギーのように、ここに持ち込めばもうそういうふうな事案でも一応我々はちゃんと処理しますというようなものをつくるのであれば、別の考え方が出る可能性はあるかと思います。

佐瀬（日弁連リーガル・アクセス・センター委員長） そういう意味では、さっき言ったベルギーの保険会社と弁護士会の協定というんですかね、そういうのも役に立つんじゃないですかということになるわけですかね。

及川先生、どうでしょう。

及川（日弁連リーガル・アクセス・センター副委員長） おっしゃるとおりで、損保協会が

つくっているそんばADRは、ホームページで事案を公表しているんです。そこでは相談事案と紛争事例というのを出しているんですけども、その紛争の中にもいろいろあり、もちろん不調に終わっているということもあります。けれども、そもそもはお互いが言い合って、どうも解決できないなというものはもう取り上げないように見受けられます。弁護士さんが自分の主張を強硬に言うと、これは無理ですね、じゃあ他でやってくださいということで、取り上げないことになっているようです。しかし、取り上げられていない案件として放置するかというと、解決するなら裁判しかありませんが、そうではなく、普通取り上げられていない案件でもそれを取り上げる機関として私たちのほうが紛争解決機関をつくっていくべきじゃないかと、今は考えているところです。

佐瀬（日弁連リーガル・アクセス・センター委員長） とりあえずは弁護士会でできることというので、そのことは一つできるのではないか。

それからまた、先ほどから出ているような弁護士の質の問題、これはきょうは2つに分けなければいかなという気がすごくして、1つはお金の問題ですね、補償制度の問題、そして1つは、きちんとした能力のある、能力のあると言ったら言い過ぎかもしれないですけども、その事案に適した処理ができる先生を紹介できるようにというシステムの問題ということだろうと思います。

ある意味では、我々も、そういう弁護士のところに来ないアクセス障害の一つとして、その費用が大きな問題として浮かび上がっている中で、保険で出してもらえることは大変ありがたいけれども、反面、弁護士会、弁護士というより弁護士会ですね、弁護士会の責任も重くなってくるという点をどういうふうにするかを考えていかなきゃいけないというところで、大体とりあえずのそういうことがわかってきたかなというところで、皆さんの質問を受けたいと思います。

今言ったような中で、結構ここまでくるとは思いませんでしたけれども、弁護士会の責任は、普及させるためにも重くなるなという気が結構するわけですけども、やはり必要なことだろうと思うんですね。これを、先ほど山下先生が言ったように、こういうものが多分野で売られていけば、一時的にはすごく事件数は増えるでしょうと、ふえていくのはもっと上昇傾向にいくのか、安定化するのか、これはわからないですけども、少なくとも現状じゃないということは我々も予想がつくわけですよ。だから、やらなきゃいけないということは、特に弁護士会をリードしていく人たちは、このことを意識してやっていただきたいなというふうには思いますけれども、どんな観点でもいいので、皆さん質問を、もちろん保険会社からの質問でも結

構ですけれども、していただければと思います。よろしくお願いします。

なかなか難しいと思います。

及川（日弁連リーガル・アクセス・センター副委員長） 会が責任を持つかという話が出ましたけれども、法テラスにいたときの話なんですけど、弁護士個人の不祥事の尻拭いをどうして国のお金でやらなければいけないのかという議論はありました。法テラスは国のお金を使っているわけですから、何で弁護士さんの個人的な尻拭いを国費でするんですかという議論はありましたし、もっと悪く言うと、法テラスは、法律扶助であって弁護士扶助じゃありませんと、だから弁護士さんは費用が少ないとかなんとか言っていますが、それは弁護士扶助になっちゃうので、おかしいのではという背景がありました。そういう流れからくると、やはり弁護士個人の不祥事の尻拭いをどうして弁護士会の会員の金でやるんだという議論は当然あるのかなというふうに思います。ただ、では放っておいてもいいのかというと、そうでもないような気もするし、そこはちょっと考えどころかなという気はしました。

和田（日弁連民事司法改革推進本部 司法アクセス費用PT座長） イギリスなんかは、結局弁護士自治を手放したような形になってしまいましたよね、そこは。

佐瀬（日弁連リーガル・アクセス・センター委員長） 私は、必ずしもそういう意見に賛成はしないんです。というのは、イギリスは昔から法律扶助が大きいですから、法律扶助の観点から、必ず行政の監督は昔からあったわけで、日本みたいな独立はなかったですよ。だから、それがあの改革では2万件を超えたところですよ、紛争案件が2万件を超えたところで、弁護士会が自分のところで紛争解決できないという結論を出したことによって、その監督庁が大きくなってきたというんですかね。それで日本みたいな監督はイギリスは手放したということはどう評価するかだと思うんですけども、ただ弁護士会の独立性というんですかね、それ自体が全部なくなったというのはちょっと言い過ぎじゃないですかという気がするのです。

和田（日弁連民事司法改革推進本部 司法アクセス費用PT座長） それはそれとして、弁護士のサービスの質が落ちていったとき、それから保険会社さんから、きょうも出たような、こんな請求があるんですかとかいうのが多発したときに、きちんと弁護士会が対応しなければ、もうそれは弁護士の信用問題になっちゃうから、結局山下先生が言ったような事件が起きちゃうと、弁護士会何やっているんだということになりますよね。だから、そういう補償制度とか、きょう出たそういうサービスの質をどう確保するかとかはかなり大きな問題で、やはりほかの国の例を見てもそこでつまずくと結構厳しい状況に弁護士自身も追い込まれるということになりますよね。

佐瀬（日弁連リーガル・アクセス・センター委員長） 確かに、だから及川先生が言っているのは、理論的な問題というんですか、理想形で考えるとどうなんだろうかという気はするんですけども、少なくともこの一覧表で各国の状況を見ると、各国とも、日本以外と言ったらいいのかな、補償制度をほとんど取り入れているという中で、日本はどう考えていくのかというのはやはり考えていかなきゃいけない問題なんだろうなという気がしますし、保険の発展とも結びついて、そこも考えるべきなんだろうなという気がするわけです。

山下（大阪大学教授） 実は、私、去年ですね、司法書士会連合会から呼ばれまして、司法書士賠償責任保険と職業倫理というテーマで研修をしまして、知り合いの司法書士賠償を専門にやっている弁護士の先生と私で講演をやって、かなりきついことを言って、大丈夫かなと思いいながらも、関係者からは、よく言ってくれましたと言われて帰ってきたんですけども、やはり隣接工業でなぜそういうふうな倫理研修をやるんですかという話をしたら、それはやはり自分たちがクライアントに信頼を置かれるような制度を維持したいという、そういうふうな倫理研修をやっている若手、中堅の人たちの要望というのがあって、自分たちはちゃんとやっているんで、どんどん私たちを使ってくださいという、そういうふうな希望というのがその倫理研修に反映しているのかなとは思っています。

佐瀬（日弁連リーガル・アクセス・センター委員長） いずれにしろ、これは弁護士会で議論しなければいけないんでしょうね。いつ議論しなくてはいけないのか、早急なのか早急じゃないのかという問題はあるでしょうけども、議論すべき問題だということは確認してもいいのかなという気がいたしました。

そろそろ時間なので、先ほどちょっと会場からというふうに思いましたけれども、なかなか意見もないようなので、こちらで引き取っちゃいましたけれども、最後にパネリストの皆さんから、4分30秒くらいをめぐりに、自分のある意味で今回の議論から結論めいたものというんですかね、こういうふうにあるべきじゃないかだとか、何でも結構なんですけれども、感想を含めてお話いただければと思います。そのお話の順番としては、こう並んでいるとおり、山下先生から及川先生のほうに向かってお願いできればと思いますので、よろしくお願いします。

山下（大阪大学教授） 大体きょうのディスカッションで私が言いたいことは、テーマに上げていただいたので、そんなにしゃべることもないのかなと思っているんですけども、やはり中間所得層の人たちの司法アクセスの部分は、今は本当に何の手当てもないような状態に近い部分があって、その人たちが、全く費用の面で自己負担を強いられて、それがあるので本当に泣き寝入りをしているというふうな現状があると思うんですね。やはりそういうふうな部分

については何らかの保険の、多分、法律扶助は財政的にも無理だと思いますので、この保険の部分でどうしても手当てせざるを得ないというふうな話になって、その場合は当然訴訟件数は増えると思います。その場合でも、やはりふえてもいいんだと思います。当然認められるべき権利ですから、権利を守るということで、それは1つ、それによって皆様方の仕事が増えるということもありますので、これはウィンウィン関係でいいんだらうと思います。

この権利保護保険の論文等を書いて、古い資料を見たんですね。そのときに、30年前、昭和54年くらいに、法政大学の西嶋梅治先生も、訴訟費用保険に関して色々と弁護士会の先生方と議論したりなんかして、シンポもやったという資料、論文を読みまして、ではこの30年間本当にこの保険について理論的な発展についても全然進まなかったのは一体何なんだろうなというふうに思いまして、研究者としての社会的責任として、何としても何とかしたいなというふうに思っております。（拍手）

佐瀬（日弁連リーガル・アクセス・センター委員長） ありがとうございます。西嶋先生というのは保険法の西嶋先生ですよ。

では、橋本さん、お願いします。

橋本（株式会社損害保険ジャパン企画開発部部長） まず、先ほど、山下先生のほうから訴訟が増えるという、私は本来訴訟すべきものが表面に出て増えるのは、これは何も悪いことではないと思います。いけないのは濫訴、本来そんな訴える必要がないものがどんどん出てくると、その適正な措置をすべきものが増えるのとは全く違うと思いますので、そこをやはり勘違いしてはいけないのかなということが一つあります。

それともう一つは、最初の話に戻りますけれども、やはりこれはただ保険金を払って終わりということではなくて、一般国民の皆さんに良質な法的サービスを提供するというのが最終目的の保険制度でありますので、保険会社がただ机上の空論で保険をつくるのではなくて、やはりこのような場で弁護士先生、それから法学者の先生のご意見を伺いながら、本当に国民の皆さんというか、加入者の方が入ってよかったと思えるような良質の法的サービスが提供できるような商品をつくらなければいけないなど、商品だけの問題ではなくて、弁護士先生の制度の問題、報酬の問題、いろいろハードルはあるけれども、それを越えてそういうものをつくらなければいけないなということを改めてこの場で感じたということでございます。

ありがとうございます。（拍手）

佐瀬（日弁連リーガル・アクセス・センター委員長） ぜひ企画をしていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

應本先生、お願いします。

應本（日弁連リーガル・アクセス・センター事務局員） はい。大体今おっしゃられたことについて、つけ加えることはあまりないんですけども、私はドイツの制度について調査をこれまで進めてまいりまして、午前中ご報告を申し上げたように、あるいは折に触れて出てきていますとおり、ドイツについては最も発展している国だと言って差し支えはないと思うんですが、それであってもいろんな問題を抱えながら進んでいるということで、今まで議論を山下先生、橋本さんなんかも交えているような問題点が出てきたんだと思いますけれども、まだまだこのドイツのような形になっていくというのには、課題もたくさんあって、そう簡単にはいかないのかなというふうには改めて思いました。

今後とも、皆さんにご指導をいただきながら、研究を進めて、それから日々のリーガル・アクセス・センターの運用にも今回の議論を生かしていけたらと思っております。

ただ、こういった形で保険会社の方も出られて議論できたというのは、今回のすごく大きな進歩であって、随所にポジティブな発言をしていただいて、大変心強く思ってこの権利保護保険の未来も明るいのかなというふうに思っております。

今後とも頑張ってもらいたいと思っております。どうもありがとうございました。（拍手）

佐瀬（日弁連リーガル・アクセス・センター委員長） 和田先生、お願いいたします。

和田（日弁連民事司法改革推進本部 司法アクセス費用PT座長） はい。イギリスの極端な例を報告したような形になりましたけれども、ただ歴史的には扶助を発達させて60年間、かなりの人たちの司法アクセスを改善してきたわけですね。ですから揺れ動きはあるにしても、そのエネルギーはやはり10年、15年単位でイギリスがいろいろな改革をやっているということからすると、この今の日本の現状というのは、市民の人と民事司法的にきちんと解決したいという思いが繋がっていない、そういうところが一番問題だというふうに改めて思いました。

應本先生からも相談料を保険で払うというのは簡単ではないんだという話も出ましたから、その辺も含めて弁護士会と保険会社がきちんとタイアップして、いい相談が保険費用もしくは何らかの別な形で保障できるような体制を早くつくる必要がある。扶助で受けられる人たちと、それ以外の中間層の人からするとえらい差があって、中間層の人は無料の自治体サービスのほうに行ってしまう。そこでちゃんと聞きたければお金を払って相談したらみたいな話になる。そういう今の日本の現状というのは、裁判までとても遠くて行きつけないわけですね。だからそこをきちんとやらなければいけない。その制度設計のためには、弁護士の研修だとか、補償だとか、弁護士会が突きつけられている大きな課題もきょうのパネルで出たと思いますので、



私自身も大変勉強になりました。

新潟から珍しく来ていると言われましたけれど、新潟でもちゃんとやりますので、一緒に頑張りましょう。（拍手）

佐瀬（日弁連リーガル・アクセス・センター委員長） 大変失礼なことを言って申し訳ございませんでした。

及川先生、お願いいたします。

及川（日弁連リーガル・アクセス・センター副委員長） 私のほうは、いわゆる紛争裁判外紛争解決機関の設置ということですが、これは皆さんの今日お手元にある資料の通し番号31ページから書いています。具体的には、紛争解決機関を使った場合に、判断の拘束力があるのかどうかとか、そういう個々の問題については一応この中に書いてございます。これらは一応ADR関係者との議論を重ねた結果ですから、この方向で多分つくり上げていくことは可能じゃないかと思っています。

問題なのは、実はこの私のレジュメの中の通し番号33ページのところに、米印で弁護士費用の二面性という項目があるんですけども、実は今日聞いていて今まで議論した過程を考えると、まず権利保護保険を普及させましょう、広げましょうという、必ず保険ですから、それは保険料をとって保険を売るということになります。保険料が高く取れなくなると、やはりそれに対応して出る保険金額も高くできない。でも最低限アクセスを保証するとなると、やはり考えられるのは、ちらっと橋本さんもおっしゃいましたけれども、当面のアクセスとして、例えば何十万かの限定の保険というのも考え得られるんじゃないかみたいな話がございました。例えば、仮にそういうことを考えて保険から出る弁護士費用は一律30万円、どんなことがあっても裁判まではします、これでアクセスを保証してくださいといったような場合に、では足りない部分はどうしますかという問題が残ります。足りない部分は当事者が別途払ってくださいという話が普通だと思うんですけども、そういうときに、どこかの法律事務所が、うちは全部30万円で行いますというところが出てくる。そのようなことが起きる可能性は十分あると思うんです。結構。それが出てきたような場合に、あそこの事務所は30万円ですべてやってくれるのに、先生のところは30万円は一部であって、足りない分をお支払いするんですかという話になると、実質的にはこれは保険が弁護士費用を決めることに繋がるのではないかという危惧を実は私自身は持っています。

そういうことがないと言い切れるのかといえば、実際一定額の弁護士費用の商品設計をやって世の中に出た場合に、その副作用じゃありませんけれども、結局はその保険による弁護士費

用金額だけで全部やりますよということがあらわれてくる可能性がないわけじゃない。多分、現実化するんじゃないかと私自身は思っているわけです。そうなると、弁護士費用が一定化すればその紛争はほとんどないわけです。あとは当事者間で紛争になったら、これは弁護士会のほうでやってください、紛議調停でやってくださいというだけの話になり、権利保護保険における裁判外紛争解決機関の活動とは関係なくなるんです。

当初は、権利保護保険は弁護士報酬も結構問題になるんじゃないかなと自分で思っていたんですけれども、現実的にこれから広げるという商品設計の予測までくると、いやあんまり必要ないかな、弁護士報酬についてはというイメージと、反面それをやったら弁護士費用というのはどうなるのという、逆に疑問も実は生じてきたというところなので、この辺はやはりよく会員の皆さんに情報提供をして考えていただくべき問題じゃないかなと思っています。これはLACだけで議論する問題ではなくて、広く会員の理解も得る必要があるのかなという気持ちでいるところでございます。

それだけ指摘させていただいて、きょうの私の感想とさせていただきます。（拍手）

佐瀬（日弁連リーガル・アクセス・センター委員長） ありがとうございます。

今、パネリストの皆さん、山下先生、及川先生、それから和田先生、そして保険会社の橋本さん、本当にありがとうございました。橋本さんが保険会社の立場で入っていただいたことによって、ある意味で具体性を帯びたというんですか、我々弁護士だけでできないような議論をさせていただいたと思います。どうもありがとうございました。

再度、拍手をお願いいたします。（拍手）

佐瀬（日弁連リーガル・アクセス・センター委員長） それで、これで私のほうで総括と閉会の挨拶をしるということになっていますのでさせていただきますけれども、きょうはある意味で今まで抽象的な議論をしていたわけですがけれども、そういう意味でかなり具体的な問題点が浮かび上がってきたと私自身は思っています。そういう意味では、実現に向けて我々が何をしなければいけないのかということがわかってきたと思いますし、それについてはLACが例えばこの弁護士保険をやっているからといって、LACだけで任せられる問題ではないということをお皆さんよくおわかりになったと思います。これは、例えば認識してもらおうということをお、宣伝一つとったって、LACだけでできる問題ではないですし、先ほどの補償制度の問題、それから弁護士の質の問題、こういうことに対してもこれは全てLACだけでできる問題ではありませんし、弁護士会全体の問題だろうと思うんですね。

そしてなぜ、そんな問題をやらなければいけないのかというと、やはりこの保険というのは、

弁護士の報酬の取り方の問題、それから事件のあり方の問題、大きくこれが変わっていく可能性を秘めているんだということだと思っんですね。これは多分5年、10年では影響ないかもしれないですけども、少なくとも10年以上の先においてはかなりの影響力を持って動いてくるんだらうという気がします。そういう意味では、今、我々が動いておかないと、先ほど言ったように、弁護士、依頼者、保険会社、それぞれのバランスをとっていかなきゃいけないんですけども、弁護士のバランスが落ちちゃいますよということだと思っんですね。本当に真剣に議論をしていただきたいし、各皆さんが弁護士会で議論をしていただきたいなと私自身思っています。

これで、今回いろんな資料でおわかりになったと思っんですけども、弁護士だとか裁判所の費用がアクセスの障害になっているというのは、これは世界各国のアンケートでもこれは当然のことなんですね。それをどうやって解消しようかと、世界各国悩んでいるわけですね。ある意味では、私は日本だけが悩んでなかった。日本はだから扶助制度というもので、法律扶助さえあればいいんだと、法律扶助の拡充をすればいいんだというようなことを言ってきたわけですけども、そこにこれも統計上明らかに表れているんですけども、法律扶助階層の事件数のほうが多いんですね、中間所得者層よりも、率がですね。要するに、法律扶助の層は、ある意味では救われているけれど、救われていないのは中間所得者層なんです。ある意味で税金を一番払っているところですよ。その人たちが我々を、皆さんは高額所得者かもしれませんけれども、中間所得者層、この人たちの権利保護というのはなされていないというのが日本の現状じゃないんだらうかと思っんですね。

それをいかに進めるか、これはやはり世界のこういうシステムを考えていくと、多分この保険しかないんじゃないかというところで、いかにこの保険を発展させるかということについて、本当に皆さんと一緒に今後とも考えていきたいと思っんですし、及川先生から提案があった紛争機関というんですかね、日弁連、弁護士会、どこでもいいんですけども、少なくとも弁護士の団体と保険会社、ないしは保険会社の団体と協定を結ぶような、ベルギーのような制度ですね。具体的にどういう制度設計にするか、これは別として、そういうものを目指して、その権利保護保険の普及、そして適正な運営、そしてそれによって弁護士も依頼者の意見をよく聞き、そしてよい解決ができるというシステムを願ってやまないというふうに思っています。

ここの会場に来ていただいた方、大変ありがたいと思っんですので、各弁護士会に戻って、ぜひこの制度の普及とその問題点、これから我々がやらなければいけないことをお伝えりたいと思っんです。

きょうは皆さん，どうもありがとうございました。（拍手）

司会（加納） 本日は，長い時間にわたり第5分科会にご出席いただきまして，ありがとうございました。

この後，16時50分から1階メインホールにて全体会がございますので，皆様ご移動くださるようお願いいたします。

また，冒頭でもお伝えいたしましたが，本日の分科会の記録は，写真撮影及び録音をとっておりますので，今後，日弁連の会員向け，または一般向けに対してDVDですとか，報告書でご案内をすることになりますので，この点ご了承いただきますようお願いいたします。

それでは，本日はどうもありがとうございました。（拍手）